

公益信託法の見直しに関する中間試案のたたき台 (1)

目次

第1	新公益信託法の目的.....	3
第2	公益信託の定義等.....	4
1	公益信託の定義.....	4
2	公益信託事務の定義.....	6
3	現行公益信託法第2条第1項の削除.....	8
第3	公益信託の効力の発生.....	8
第4	公益信託の受託者.....	12
1	受託者の資格.....	12
2	受託者の権限, 義務及び責任.....	12
第5	公益信託の信託管理人.....	17
第6	公益信託の委託者.....	21
第7	行政庁.....	23
1	公益信託の成立の認可・監督を行う行政庁.....	23
2	行政庁の区分.....	24
第8	公益信託の成立の認可.....	25
第9	公益信託の成立の認可基準.....	26
1	公益信託の目的に関する基準.....	26
2	信託財産に関する基準.....	26
3	信託行為の定めに関する基準.....	27
第10	公益信託の名称.....	33
第11	公益信託の情報公開.....	34
第12	公益信託の監督.....	36
1	行政庁の権限.....	36
2	裁判所の権限.....	37
第13	公益信託の受託者の辞任・解任, 新受託者の選任.....	39
1	公益信託の受託者の辞任.....	39

2	公益信託の受託者の解任.....	39
3	公益信託の新受託者の選任.....	40
第14	公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任.....	44
第15	公益信託の変更，併合及び分割.....	45
1	公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更.....	45
2	公益信託事務の処理の方法以外の信託行為の定めの変更.....	46
3	公益信託の併合・分割.....	46
第16	公益信託の終了.....	50
1	公益信託の存続期間.....	50
2	委託者，受託者及び信託管理人の合意による終了.....	50
3	公益信託の終了命令.....	50
4	公益信託の成立の認可の取消しによる終了.....	50
第17	公益信託の終了時の残余財産の処理.....	54
1	残余財産の帰属権利者の指定.....	54
2	最終的な残余財産の帰属.....	54
第18	公益信託と受益者の定めのある信託等の相互変更等.....	57
1	公益先行信託.....	57
2	公益信託から受益者の定めのある信託への変更.....	59
3	残余公益信託.....	59
4	受益者の定めのある信託から公益信託への変更.....	61
第19	その他.....	62
1	信託法第3条第3号に規定する方法による公益信託.....	62
2	新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い.....	63
3	罰則.....	64
4	その他.....	65

(前注1) 本部会資料においては、新たな公益信託法(以下「新公益信託法」という。)に関する中間試案のたたき台を太字で示し、それぞれの提案について必要な補足説明を記載している。

(前注2) 甲案及び乙案の各案について優劣はない。中間試案のたたき台全体を通じて、現行制度(現行公益信託法のほか、許可審査基準を含む。)を維持する案又は現行制度に比較的近い案を甲案として、現行制度を変更する程度の大きい案を乙案として、それぞれ記載している。

(前注3) 信託法部会では、従前、公益信託の成立時に行政庁が行う行政行為について、公益信託の「認定」という用語を暫定的に使用していた(部会資料34の第3の2等)。もっとも、第42回会議における山本参考人の意見を踏まえ、公益信託の成立時に行政庁が行う行政行為の性質は、それを得ない信託を禁止し、信託としての効力を一律に否定する(行為規制効を有する)ものではないが、未だ効力を生じていない公益信託の準備状態について20年の期間制限などの目的信託の規定が適用されず、名称の保護が受けられるなどの効力を付与する(公益信託としての地位設定効を有する)「認可」の性質を有するものであり、既に効力を生じている目的信託に対し公益信託としての効果を発生させる「認定」とは異なるものであるという整理が可能になったことから、中間試案のたたき台では、公益信託の成立の「認可」という用語を使用している。

第1 新公益信託法の目的

新公益信託法は、公益信託の成立の認可を行う制度を設けるとともに、受託者による公益信託事務の適正な処理を確保するための措置等を定めることにより、[公益の増進への寄与を目的とする他の法律と相まって、]民間による公益活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とするものとする。

○部会資料38の第1「公益信託法の目的」

公益信託法は、公益信託事務を適正に処理し得る公益信託を認定する制度を設けるとともに、公益信託事務の適正な処理を確保するための措置等を定めることにより、公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とするものとするかどうか。

(補足説明)

1 従前の部会資料からの変更点

部会資料38の第1の提案に対し、第38回会議では、新公益信託法に目的規定を置くことについて賛成する意見が多数であった。その上で、公益信託の実施主体

は受託者であることを強調すべきである旨の指摘や、公益法人が法人格を有するのと異なり公益信託自体には法人格がないことを意識して公益法人認定法第1条の目的規定とは異なる表現とすべきである旨の指摘があった。また、民間の公益活動を促進することを図ろうという趣旨をもう少し積極的に表現することが望ましい旨の指摘もあった。

これらの意見や指摘を踏まえ、本文の提案では、部会資料38の第1の「公益信託事務を適正に処理しうる公益信託」という表現を「受託者による公益信託事務の適正な処理を確保する」という表現に修正し、公益信託事務を行う主体が受託者であることを明確にしている。また、NPO法において「特定非営利活動の健全な発展を促進し」という表現が用いられていることも参考にして、「民間による公益活動の健全な発展を促進し」という表現を追加している。

2 今回検討すべき事項

新公益信託法は、公益の増進に寄与することを目的とする点では、公益法人認定法及びNPO法とその目的が同一である。そして、それらの法律との相乗効果により公益の増進が図られることは望ましいものであると言えることから、社会福祉法第1条に「社会福祉を目的とする他の法律と相まって」という表現が用いられていることも参考にして、本文の提案に「公益の増進への寄与を目的とする他の法律と相まって」という表現を入れることも考えられる。しかし、公益法人認定法やNPO法にはそのような表現が用いられていないことからすると、敢えて上記のような表現を入れる必要はないとも考えられる。この点について、どのように考えるか。

第2 公益信託の定義等

1 公益信託の定義

公益信託は、受益者の定めのない信託のうち学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とするものとして、行政庁から公益信託の成立の認可を受けたものとする。

○部会資料38の第2の1「公益信託の定義」

公益信託は、信託法第258条第1項に規定する受益者の定めのない信託のうち学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とするものとして、新たな認定主体【P（後記第5）】の認定を受けたものとするかどうか。

(補足説明)

1 従前の部会資料からの変更点

部会資料38の第2の1の提案に対し、第38回会議では、公益信託を信託法第258条第1項に規定する受益者の定めのない信託のうちの一つであると定義することに反対する意見もあったが、これに賛成する意見が多かった。そこで、本文の提案では、部会資料38の第2の1の提案中「受益者の定めのない信託のうち」という部分を維持した上で、反対意見の趣旨を踏まえ、「信託法第258条第1項に規定する」という部分を削除している。また、部会資料38の第2の1の提案では、新たな公益信託の成立の認可を行う主体をペンディングとしていたが、部会資料38の第5の1の提案（公益信託の認定は民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて、特定の行政庁が行うものとする）に対し、第39回会議で異論は示されなかったことから、本文の提案では、公益信託の成立の認可の行政処分を行う主体を「行政庁」と表現している。

2 今回検討すべき事項

これまでの部会での意見を踏まえ、信託法第258条第1項に規定する受益者の定めのない信託と公益信託の異同について改めて検討するに、両者の共通点は、「受益者の定めのない」という点程度しか見当たらない。他方、信託法第258条第1項に規定する受益者の定めのない信託は、委託者及び受託者の合意のみによってその効力を生じ、同法第259条で20年の存続期間の制限が課され、同法第260条のように委託者の権限が強化された上で、行政庁による成立の認可や監督を受けないものとされているが、現時点で想定される新たな公益信託は、委託者及び受託者の合意に加えて行政庁の成立の認可を受けることによりその効力を生じ、成立後も行政庁の監督を受けるほか、委託者が公益信託に過度に関与するような事態を回避することが予定されているものであって、信託法第258条第1項に規定する受益者の定めのない信託と公益信託は、重要な部分で相違点があり、性質上大きく異なるものと言える。

そうすると、公益信託を受益者の定めのない信託のうちの一つとして定義した上で、公益信託について信託法第1章から第10章までの規定とは異なる特例を設ける場合には、新公益信託法の中に信託法第11章（同法第258条から第261条まで）とは別の特例を設けることが相当であると考えられる。なお、その際には、受益者の定めのない信託の受託者要件（信託法施行令第3条）の適用範囲について「受益者の定めのない信託（学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とするものを除く。）」として主務官庁の許可を受けた公益信託を除外している信託法附則第3項も改正する必要があるものと考えられる。

これらの点について、どのように考えるか。

2 公益信託事務の定義

公益信託事務は、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する具体的な種類の信託事務であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとする。

○部会資料38の第2の2「公益信託の目的」

公益信託の目的は、上記1（部会資料38の第2の1，本部会資料4頁参照）に例示した公益（学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益）に関する具体的な種類の信託事務を行うものであって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものでなければならないとすることでどうか。

（補足説明）

1 従前の部会資料からの変更点

(1) 項目名の「公益信託の目的」から「公益信託事務の定義」への変更

部会資料38の第2の2の提案では、項目名に「公益信託の目的」という表現を用いていたが、その「公益信託の目的」は公益法人認定法第2条第4号の公益目的事業に相当する公益信託事務を意味するものとして使用していた。その後、第43回会議において、公益信託の目的の変更の場面での「信託の目的」の意味について確認しておく必要がある旨の指摘があったほか、法人の定款に定められる目的と法人の行う事業の関係と異なり、公益信託の信託行為に定められる「信託の目的」と公益信託事務は結びつく可能性が高い旨の指摘があった。

そこで再度検討するに、「信託の目的」は、当該信託の具体的な目標（purpose）を意味する場合もあれば、当該信託の受託者が行う信託事務（object）を意味する場合もあるが、実務上、公益信託の契約書には、当該信託の具体的な目標（例えば、音楽文化の発展のための助成）が掲げられた上で、当該信託の受託者が行う信託事務（例えば、音楽家への顕彰助成）が掲げられるところ、両者が重複又はほぼ同一である契約書も多く見受けられ、それらの意味を截然と二分できるわけではないと考えられる。

そして、新たな公益信託制度においては、認可の申請がされた当該「公益信託の目的」が公益信託の成立の認可基準に該当するか否かを行政庁が判断することになる（後記第9の1）が、具体的には、その公益信託の契約書に掲げられた具体的な目標及び当該公益信託の受託者が行う信託事務が、新公益信託法の定義する「公益信託事務」（公益法人認定法第2条第4号において定義されている公益法人が行う公益目的事業と同様のもの）に相当するか否かを行政庁において判断することが想定される。そうすると、本文の提案の項目名は「公益信託の目的」で

はなく、新公益信託法の別表に掲げられる「公益信託事務の定義」として表現することが相当であると考えられることから、本文の提案の項目名を、部会資料第38の第2の2の「公益信託の目的」から「公益信託事務の定義」に変更している。

(2) 「不特定かつ多数」の表現について

部会資料38の第2の2の提案に対し、第38回会議では、特段の異論はなく、「不特定かつ多数」の表現を用いることの検証や別表の列举事由の見直しの必要性についての指摘が出されたが、現在公益法人で柔軟に運用がされている「不特定かつ多数」とは別の表現を公益信託で用いた場合にはかえって公益性の認定が狭くなる危険がある旨の指摘もあった。

これらを踏まえ再度検討したが、「不特定かつ多数」の表現は、既に公益法人認定法第2条第4号や、NPO法第2条第1項で公益を表す表現の用例として定着しているものであるし、現在の公益法人の認定実務において「不特定かつ多数」であるか否について柔軟な判断が行われているように、新たな公益信託の成立の認可を行う行政庁により「不特定かつ多数」であるか否かについて柔軟な判断が行われるのであれば、敢えて公益に関連する他の法律と異なる公益性判断の仕組みを構築するまでの必要性は認め難い。

したがって、本文2の提案においては、引き続き「不特定かつ多数」という表現を用いている。

(3) 「公益信託事務」の内容について

本文の「公益に関する具体的な種類の信託事務」、すなわち公益信託事務については、公益法人認定法別表第1号から第22号までの公益目的事業と同様に新公益信託法の別表に列举した上で、公益法人認定法別表第23号と同様に政令で定めるものとするを予定している。

公益信託事務は、公益信託の成立の認可の判断に際し用いられる包括的な信託事務であり、公益法人の定款に掲げられる公益目的事業と同様のものである。実際の認可手続の場面において、認可の申請がされた公益信託の契約書にその目的が「〇〇地区の自然環境の保護」であり、その公益信託事務が「〇〇地区の自然環境を保護するための自然林の間伐、湖沼の浄化等」とであると定められているときは、行政庁は上記の目的及び公益信託事務を対象として、これらが新公益信託法の別表に掲げられた公益信託事務に該当するか否かの判断を行うことを想定している。

3 現行公益信託法第2条第1項の削除

現行公益信託法第2条第1項を削除するものとする。

○部会資料38の第2の3「公益信託法第2条第1項の削除」
公益信託法第2条第1項は削除するものとするかどうか。

(補足説明)

部会資料38の第2の3の提案に対し、第38回会議で異論はなかったことから、変更点はない。

第3 公益信託の効力の発生

1 公益信託は、当事者が信託行為をし、かつ、行政庁による公益信託の成立の認可を受けることによってその効力を生ずるものとする。

2 行政庁から不認可処分を受けた場合であっても、当該信託を〔公益を目的とする〕受益者の定めのない信託として有効に成立させる旨の信託行為の定めがあるときは、当該信託は、不認可処分を受けた時から〔公益を目的とする〕受益者の定めのない信託としてその効力を生ずるものとし(注)、当該信託については、

【甲案】信託法第258条第1項の受益者の定めのない信託に関する信託法第11章の規定を適用するものとする。

【乙案】信託法第258条第1項の受益者の定めのない信託に関する信託法第11章の規定を適用せず、別の規定を適用するものとする。

(注) 上記のような規律については、新公益信託法の中に規定を設けるのではなく、解釈に委ねるべきであるという考え方がある。

3 当事者が上記1の認可の申請を予定していない〔公益を目的とする〕受益者の定めのない信託については、行政庁から不認可処分を受けた〔公益を目的とする〕受益者の定めのない信託と同様の規律を適用するものとする。

○部会資料41の第1「公益信託の効力の発生時期」

【甲案】公益信託の認可(私法上の法律行為の行政庁による補充)があった時とする。

【乙案】〔公益を目的とする〕受益者の定めのない信託の信託行為の効力が生じた後、公益信託の認定(行政庁による確認行為)があった時とする。

【丙案】原則として、公益信託の認可があった時とし、公益信託の認可を受けられなかった場合にはその効力を生じないものとするが、例外として、当該信託の信託行為に公益信託の認可を受けられなかった場合でも当該信託を無効とはしない旨の定めがあるときは、当該信託は、[公益を目的とする] 受益者の定めのない信託として、信託行為の効力が生じたときにその効力を生ずるものとする。

(補足説明)

1 従前の部会資料からの変更点

部会資料41の第1の提案に対し、第42回会議では乙案を支持する意見は無く、甲案を支持する意見及び丙案を許容するがデフォルトルールを置くことには反対する旨の意見があった。また、受託者が行政庁に対し公益信託の成立の認可の申請を行うことを合意する公益信託契約の定義をする必要があるとの指摘、甲案から丙案までの提案はいずれも行政庁の認可処分があったときに効力を生ずることでは共通である旨の指摘や、時間的な順序と論理的な順序を整理する必要がある旨の指摘があった。さらに、山本参考人からは、公益信託の成立に関わる行政庁の行為を最終的な法律で認可と表現するか認定と表現するかはその実質に即して決めれば良いものであることや、公益信託では地位設定効のみの弱い認可が想定される旨の説明があった。

これらの意見や指摘等を踏まえ、本文1の提案は、部会資料41の第1の甲案及び丙案をベースとしつつ、公益信託は、委託者及び受託者が信託行為をすること及び行政庁による公益信託の成立の認可を受けることの両方の要素を備えることにより、名称の保護や行政庁の監督が及ぶ等の効果（公益信託としての地位設定効）が生じるものであるということを論理的に表現した提案としている。

そして、当事者が公益信託の認可の申請を予定している場合の当事者間の法的関係は、公益信託として名称の保護や行政庁の監督が及ぶ等の効力が生じる前の、いわば公益信託の準備状態にあり、信託法第258条第1項に定める受益者の定めのない信託が成立していないと捉えられることから、信託行為と公益信託の成立の認可の前後関係を問わず、公益信託の効力が生ずるまでの法律関係については信託法第259条の20年の期間制限は適用されず、信託法附則第3項の受託者の資格制限も適用されないことになる。

次に、本文2の提案では、行政庁から不認可処分を受けた場合でも[公益を目的とする] 受益者の定めのない信託として有効とする旨の信託行為の定めがあるときには、当該信託は、不認可処分を受けた時から[公益を目的とする] 受益者の定めのない信託としてその効力を生ずるものとした上で、当該信託について、信託法第258条第1項に定める受益者の定めのない信託に関する信託法第11章の規定(信

託法附則第3項の受託者要件を含む。以下同じ。)を適用する甲案と、適用しない乙案を提示している。その上で、本文2前段の提案については、特に上記の甲案を採用する場合には新公益信託法の中に規定を設けるのではなく、解釈に委ねることで足りるという考え方があることから、その考え方を(注)に示している。

さらに、本文3の提案では、委託者及び受託者が公益信託の成立の認可の申請を予定していないときに効力を生ずる〔公益を目的とする〕受益者の定めのない信託については、本文2の提案と同様の規律を適用する旨の提案をしている。

2 今回検討すべき事項

(1) 行政庁から不認可処分を受けた場合でも〔公益を目的とする〕受益者の定めのない信託として有効とする旨の信託行為の定めがあることにより効力を生ずる信託について、信託法第11章の規定を適用すべきか。

第43回会議では、信託法第11章の規定を適用すべきである旨の意見が出された一方、上記の規定を適用するのではなく、〔公益を目的とする〕受益者の定めのない信託については別の規定を考えるべきである旨の意見が出された。

そこで検討するに、受益者の定めのない信託は、地域住民が金銭を拠出して信託を設定し、当該地域社会における老人の介護、子育ての支援、地域のパトロール等の非営利活動に充てるなどの活用が予定されていたものである(寺本逐条解説448頁参照)ところ、それらの目的と公益目的との間には截然と区別できない面があることからすると、行政庁から認可を受けた公益信託でない受益者の定めのない信託については、私益、共益及び公益のいずれを目的とするものについても信託法第11章の規定を適用することが自然であると考えられる。したがって、行政庁から不認可処分を受けた場合でも〔公益を目的とする〕受益者の定めのない信託として有効とする旨の信託行為の定めがあることにより効力を生ずる信託については信託法第11章の規定を適用すべきであるという考え方があり得る。そこで、このような考え方を本文2後段の甲案として示している。

一方、行政庁から不認可の処分を受けたが当該信託を有効とする旨の当事者の合意がある場合に成立する〔公益を目的とする〕受益者の定めのない信託については、現行公益信託法第2条の廃止により今回新たに検討されるものであるから、当該信託には公益信託の規定とも信託法第11章の規定とも異なる新たな規定を信託法の中に設けるべきであるという考え方もあり得る。そこで、このような考え方を本文2後段の乙案として示している。なお、このような考え方を採用する場合でも、例えば、ペットの世話のような私益を目的とする受益者の定めのない信託等について、5,000万円の純資産を必要とする受託者要件(信託法附則3項、同法施行令3条)が適用されるにもかかわらず、公益を目的としているということのみを理由として、行政庁から成立の認可処分を受けずその監督下に置

かれない〔公益を目的とする〕受益者の定めのない信託の受託者要件について、信託法第258条第1項に規定する受益者の定めのない信託の受託者要件よりも緩和することは適切でないと考えられる。

これまでの部会においては、本文2後段の甲案又は乙案を指向する意見がそれぞれ示されており、乙案も将来の信託の多様な活用性を示唆する意味で合理性を有する見解であると考えられる。もっとも、乙案に対しては、①このような信託類型を新たに認めたとしても、行政庁の認可処分を受けていないことから、公益信託の名称を使用することはできないし、②税制優遇が受けられる見込みも高くないことからするとその活用の可能性は低いと考えられること、③〔公益を目的とする〕受益者の定めのない信託は受益者や行政庁による監督が及ばず信託財産の死蔵化につながるおそれもあること、④公益を目的とするものであることを行政庁が認可することなく当事者の意思に委ねることになり、法律の適用関係が不分明になること、⑤公益信託を成立させるに際しての仕組みとして十分なものをこの部会で構築できるのであれば、〔公益を目的とする〕受益者の定めのない信託でカバーすべき部分は相当程度狭くなること、⑥受益者の定めのある信託でも公益を目的とすることは可能であるのに〔公益を目的とする〕受益者の定めのない信託について私人への制限の強い制度を構築するには十分な理由付けが必要であることなどの指摘があり得る。

この点について、どのように考えるか。

- (2) 委託者及び受託者が公益信託の成立の認可の申請を予定していない〔公益を目的とする〕受益者の定めのない信託について、信託法第11章の規定を適用すべきか。

当該信託について、上記(1)の場合と別の規定を適用するという考え方もあり得るが、当事者が当初から公益信託の成立の認可の申請をすることを予定している(上記(1))か、予定していない(2))かという当事者の意思により(1)と(2)で別の規定を適用することは、法的安定性を害するおそれがあるから、(2)の場合には上記(1)の場合と同様の規律を適用することが相当であると考えられる。

この点について、どのように考えるか。

第4 公益信託の受託者

1 受託者の資格

公益信託の受託者は、次の資格を満たさなければならないものとする。

(1) 公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有すること（注1）

【甲案】公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する法人であること

【乙案】公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する者（法人又は自然人）であること（注2）

（注1）受託者がその信託財産の処分を行う場合には、当該公益信託の目的に関し学識経験を有する者又は組織（運営委員等又は運営委員会等）の意見を聴くことを必要とするべきであるとの考え方がある。

（注2）受託者の資格として、自然人が公益信託の受託者となる場合には、公益信託の信託財産の適切な管理・運用をなし得る能力を有する法人と共同で受託者となることを必要とし、その法人と共同で公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有することを必要とするとの考え方がある。

(2) 受託者が自然人である場合（(1)で乙案を採用する場合）

ア 信託法第7条に掲げる者に該当しないこと

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと

ウ 信託法その他の法律の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと

オ 公益信託の成立の認可を取り消されたことに責任を負う公益信託の受託者又は信託管理人でその取消の日から5年を経過しない者に該当しないこと

(3) 受託者が法人である場合

業務を執行する社員、理事若しくは取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役のうちに、上記(2)アないしオのいずれかに該当する者がいないこと

2 受託者の権限、義務及び責任

公益信託の受託者の権限、義務及び責任は、受益者の定めのある信託の

受託者の権限、義務及び責任と同一であるとした上で、受託者の善管注意義務については、軽減することはできないものとする。

○部会資料38の第3の4「公益信託の受託者の資格」

【甲案】：受託者の資格として、公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する法人であることを必要とする（注1，2）。

【乙案】：受託者の資格として、公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する者（法人又は自然人）であることを必要とする（注1，2）。

【丙案】：受託者の資格として、自然人が公益信託の受託者となる場合には、公益信託の信託財産の適切な管理・運用をなし得る能力を有する法人と共同で受託者となることを必要とし、上記法人と共同で公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有することを必要とする（注1，2）。

（注1）公益信託の申請時において、認定行政庁等が「受託者の資格」について、①積極要件（社会的信用を有し、知識経験が豊富であることの有無など、実質的な判断を要する適格事由）、②消極要件（一定の純資産額を有さないことや受託者が未成年者でないことなど、形式的な判断で足りる不適格事由）の有無を判断することを想定している。上記①、②としてどのような資格を受託者に要求するかは、受託者を法人に限定するか自然人も許容するかとは別に検討する必要がある。

（注2）公益信託申請時の受託者が上記の資格を得ていることが公益信託の認定基準となり、認定後に受託者が上記の資格を喪失した場合には、受託者の任務終了事由となることを想定している。

○部会資料39の第1 公益信託の受託者

公益信託の受託者の権限、義務及び責任は、目的信託の受託者の権限、義務及び責任と同一とするものとするかどうか。

（補足説明）

1 従前の部会資料からの変更点

(1) 部会資料38からの変更点

新たな公益信託が税制優遇を受けることを視野に入れる観点から、特定公益信託の要件等を定めた所得税法施行令第217条の2の規定等を参考に、受託者がその信託財産の処分を行う場合には、当該公益信託の目的に関し学識経験を有する者又は組織（運営委員等又は運営委員会等）の意見を聴くことを必要とするべきであるという考え方があることから、本文の（注1）に示している。しかし、そのような仕組みを活用するか否かは、個々の公益信託毎に当該公益信託の公益信託事務の種類に応じて、委託者及び受託者により決定されるべきであるから、

新たな公益信託においてそのような仕組みを強制することは相当でないと考えられる。なお、本文の提案は、公益信託の委託者及び受託者が任意で上記の仕組みを信託行為で定めることを妨げるものではない。

また、部会資料38の第3の4（公益信託の受託者の資格）について、第38回会議では、甲案を支持する意見、乙案を支持する意見がそれぞれ複数あり、自然人が公益信託の受託者となる道を開くことを否定する必要はなく、それに抵抗が強いのであれば信託兼営金融機関と共同受託するという丙案的な意見も出された。これらの意見分布の状況を踏まえ、今回は、部会資料38の第4の甲案と乙案を併記しつつ、丙案は本文の（注2）に示すにとどめている。

(2) 部会資料39からの変更点

部会資料39の第1の提案に対し、第39回会議では、これに賛成した上で、受託者の義務の軽減が無制限に認められてよいわけではなく、認定基準やガイドラインによって受託者の信託事務が適正に行われることを確保すべきである旨の意見、信託業法で受託者の善管注意義務の軽減は認められていないことや、受益証券発行信託について善管注意義務の軽減を認めない信託法第212条第1項を参考にして、公益信託の受託者の善管注意義務の軽減を認めないこととすべきである旨の意見があり、それに関連して会社法上取締役の善管注意義務は強行法規とされていることの指摘がされた一方、公益信託の受託者の善管注意義務の程度を軽減することを一律に否定すべきではない旨の意見もあった。また、公益信託設定後は、委託者の関与は弱くても構わないので目的信託の受託者の委託者に対する通知・報告等の義務は公益信託の受託者には必須にすべきではないとの意見や、受託者の義務と認定基準との関係を整理すべきである旨の指摘があった。さらに、第43回会議では、佐久間参考人から、公益信託の受託者の善管注意義務は信託行為によって軽減できないものとすべきである旨の見解が示された。

これらを踏まえ、公益信託の受託者の権限、義務及び責任について再度検討するに、公益信託は、信託法第258条第1項に規定する受益者の定めのない信託と重要な部分で相違点があり、性質上大きく異なるものであることからすれば、信託法第258条第1項に規定する受益者の定めのない信託の権限、義務及び責任についての特則を定めた信託法第11章の規定を公益信託にも適用する必要性は低いと言える。そこで、部会資料39の第1の「目的信託の受託者の権限、義務及び責任と同一とする」という提案を、本文2前段の提案では「受益者の定めのある受託者の権限、義務及び責任と同一であるとし」という提案に改めている。また、いわゆる民事信託の利用の際において受益者の定めのある信託の受託者の善管注意義務の軽減が必要である場面が想定されているのと異なり、公益目的のために拠出された公益信託の信託財産の管理処分を行う受託者については、一定の資格が要求された上でより信託財産の保全に重きが置かれるべきであるから、

公益信託の受託者については善管注意義務の軽減を許さない旨の強行規定を設けることが相当であるものと考えられる。そこで、本文2後段の提案では、部会資料39の第1の提案を修正し、受託者の善管注意義務について軽減することはできないものとするとの提案をしている。この提案を具体的に実現するためには、信託法第29条第2項ただし書の規定にかかわらず信託行為の定めにより同項本文の義務を軽減することはできないとする、信託法第212条第1項の規定と同様の規定を新公益信託法の中に設けることになるものと考えられる。

2 今回検討すべき事項

- (1) 公益信託の受託者の資格として法人であることの要件を設けるか否かについて
公益信託の受託者の資格としては、本文1(1)に乙案として掲げているように、公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する者であれば、法人でも自然人でも許容するという考え方があり、本部会でもそれを強く指向する意見が示されている。そして、そのような意見は、受益者の定めのある信託において受託者の資格が法人に限定されていないことや、将来的な公益信託の活用方法が多様になり得ることを考慮すると一定の合理性を有するものと言える。

しかしながら、受益者の定めのある信託と異なり、不特定多数人を対象とする公益信託はその受託者の信託事務の遂行による社会的影響が大きいことからすると、公益信託についてはその安定的・継続的な運営を確保し、その社会的信用を維持することが特に重要になるものと考えられる。そのため、公益信託の受託者には信託法第40条に定める損失填補責任等を果たせるだけの固有財産を保持している者が選任されることが特に望ましいと言えるが、仮に資力が不十分な自然人が公益信託の受託者となり、その信託事務が適正に行われなかったために公益信託の信託財産が減少したにもかかわらず、自然人受託者の固有財産によって公益信託の信託財産の損失が填補されないような事態が生じたときには、公益信託制度全体に対する社会的信用が失墜することも懸念される。

また、公益信託の自然人受託者がその信託財産を不正な目的で恣意的に減少させようとしたときに、業務の遂行のために一定の資産額を保持していることを含めて複層的な組織による業務の執行・監督の仕組みを備えている法人におけるようなチェック機能が自然人受託者には働かないことからすると、そのような公益信託の受託者が行う信託事務の範囲は相当単純な業務に限定されるべきであるし、あるいは業務を限定しないのであれば信託管理人を複数選任することを義務付けるなど複雑で費用のかかる仕組みを公益信託に持ち込むということになりかねない。一方で、自然人受託者の業務の執行・監督態勢について法人受託者における仕組みと同等の認可基準を定めることは相当の困難を伴うことに加え、現在の公益信託の受託者がほとんど信託会社であるという実務の現状を踏まえると、その

状況から一足跳びに自然人まで公益信託の受託者の範囲を拡大することには慎重な検討が必要であると言わざるを得ない。

さらに、現在の税法において信託会社以外の者が受託者となったときには、各種の優遇措置を与えられていないことからすると、公益信託の受託者の資格を法人に限定しないこととした場合には、公益認定を受けることにより税法上の優遇措置が与えられている公益法人制度と新たな公益信託制度が整合しない制度となる可能性もある。そして、仮に行政庁から公益信託の認可を受けた信託がそのみでは税法上の優遇措置を受けられず、行政庁の認可とは別に課税庁の審査を仰がなければならないことになることは、公益法人との制度間競争において不利に働き、公益信託の活用可能性が低くなるおそれがあると考えられる。

以上の検討を踏まえると、将来的に公益信託について自然人受託者が許容されることが望ましいとしても、今般の公益信託法の見直しに際しては、公益信託の受託者の資格を一定の固有財産を有する法人に限定するなど本文1(1)の甲案に類似する案を採用することが相当ではないかと考えられる。この点について、どのように考えるか。

(2) 公序良俗要件について

部会資料38の第3の4の(注1)に関し、第38回会議では、公益信託の受託者が公序良俗に反する事業を行っていることを不適格事由であるとするべきとの意見があった。たしかに、公益信託において公序良俗に反する事業が行われることは望ましくなく、その受託者にどのような者が就任するかは重要である。もっとも、受託者についてそのような規定を設けることについては、第33回会議でそれに反対する意見が出されたほか、このような規定を設けなくても委託者が適切な受託者を選定し、公益信託の成立後には信託管理人や行政庁が受託者の信託事務を監督することにより公序良俗に反する信託事務がおこなわれることを防止することは可能であると考えられる。さらに、収益事業を行うことが可能であるとされている公益法人と異なり、新たな公益信託の目的に関する認可基準として公益信託事務を行うことを目的とするものであることが必要とされ、公益信託は収益事業を目的としてはならないものとされること(後記第9の1参照)に鑑みると、公序良俗に反する事業を行っていることを受託者の法律上の不適格事由とするまでの必要はないと考えられる。この点について、どのように考えるか。

(3) 学識、経験及び信用等の要件について

現在の公益信託の許可審査基準では、受託者について「社会的な信用を有し、かつ、知識及び経験が豊富であること」が要件とされている。上記(2)に関連して、学識、経験及び信用等を新たな公益信託の受託者の要件とすることを改めて検討したが、上記要件の判断は、所管分野についての専門性を有する主務官庁であれば可能であるものの、主務官庁制廃止後に公益信託の成立の認可を一元的に行う

行政庁が個別分野の受託者の学識、経験及び信用等の有無を判断することは困難であるし、その判断を可能とするために想定される多大なコストに見合うだけのメリットが得られるかには疑問を呈せざるを得ない。そして、信託業法第5条第1項第3号は「人的構成に照らして、信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有していること」を免許の基準としているが、それは所管省庁における判断が可能であることが前提とされており、このような学識、経験及び信用等の要件を組織の構成員に求める法律上の用例は、一般社団・財団法人の理事に関する一般法人法第65条等の規律には見当たらないことも踏まえ、今回は、部会資料38の第3の4の(注1)で記載した学識、経験及び信用等の要件は公益信託の受託者に要求しない旨の提案をしている。この点について、どのように考えるか。

第5 公益信託の信託管理人

- 1 公益信託の信託行為には、信託管理人を指定する旨の定めを設けなければならないものとする。

(注) 美術館や学生寮の運営等を公益信託事務としている公益信託においては、会社法がその規模等に応じて監査役、会計参与、会計監査人等を置かなければならない会社を定めていることを参考にして、公益信託事務の規模等に応じて、公益信託の信託行為に、事務処理及び会計の監査権限を有する者を指定する旨の定めも設けなければならないとする考え方がある。

- 2 公益信託の信託管理人は、次の資格を満たさなければならないものとする。

- (1) 委託者又は受託者若しくはこれらの者の親族、使用人等の委託者又は受託者と特別の関係を有する者に該当しないこと

(注) 上記に加え、公益信託の目的に照らしてふさわしい学識、経験及び信用を有する者であることを必要とする考え方がある。

- (2) 信託法第124条に掲げる者に該当しないこと

- (3) 信託管理人が自然人である場合

前記第4の1(2)に掲げる者に該当しないこと

- (4) 信託管理人が法人である場合

業務を執行する社員、理事若しくは取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役のうちに、上記(3)のいずれかに該当する者がいないこと

- 3 公益信託の信託管理人の権限，義務及び責任は，受益者の定めのある信託の信託管理人の権限，義務及び責任と同一とした上で，信託管理人の権限は，信託行為の定めによって原則として制限することはできないものとする。

○部会資料39の第2「公益信託の信託管理人」

1 公益信託における信託管理人の必置

公益信託をするときは，信託管理人を指定する定めを設けなければならないものとするかどうか。

2 公益信託の信託管理人の権限・義務，報酬

(1) (略)

(2) 信託行為の定めによって公益信託の信託管理人の権限を制限することは原則としてできないものとするかどうか。

(3) (略)

3 公益信託の信託管理人の資格

公益信託の信託管理人は，

【甲案】信託法第124条の信託管理人の欠格事由に該当しないこと，公益法人認定法第6条第1号と同様の事由に該当しないことに加え，委託者又は受託者及びこれらの者の親族，使用人等の委託者又は受託者と特別の関係を有する者に該当しないことを必要とする。

【乙案】【甲案】の事由に加え，当該公益信託の目的に照らして，これにふさわしい学識，経験及び信用を有することを必要とする。

(補足説明)

1 従前の部会資料からの変更点

(1) 本文1の提案（公益信託における信託管理人の必置）について

部会資料39の第2の1の提案に対し，第39回会議で異論はなかったことから，変更点はない。

なお，第43回会議における佐久間参考人の意見を踏まえ，美術館や学生寮の運営等を公益信託事務としている公益信託においては，会社法がその規模等に応じて監査役，会計参与，会計監査人等を置かなければならない会社を定めていることを参考にして，公益信託事務の規模等に応じて，公益信託の信託行為に，事務処理及び会計の監査権限を有する者を指定する旨の定めも設けなければならないとする考え方を本文1の（注）に示している。

(2) 本文2の提案（公益信託の信託管理人の資格）について

部会資料39の第2の3の甲案及び乙案に対し、第39回会議では、甲案を支持する意見が出された一方、公益信託の目的に照らしてふさわしい学識、経験及び信用を有することを必要とする乙案を支持する意見があり、資格として求められる要件の内容は受託者と信託管理人では異なる旨の指摘もされた。また、公益信託の信託管理人に法人が就任することを可能とする場合（部会資料35の20頁参照）には、法人について学識の有無というような判断ができるのかを含め学識経験等の資格要件の表現ぶりを考える必要がある旨の指摘があった。

これらを踏まえて再度検討すると、たしかに、従前の主務官庁による許可制の下での助成型の公益信託を想定するならば、主務官庁が信託管理人の学識、経験及び信用等の有無を判断することも可能であったかもしれない。しかし、そのような要件の判断を新たな公益信託の成立の認可を一元的に行う特定の行政庁に行わせることは困難な面があり、仮にそれを可能とするとしても相当のコストが予想される。また、学識、経験及び信用等の要件を組織の構成員の資格として要求する法律上の用例は理事に関する一般法人法第65条の規律をはじめとして見当たらない。そうすると、信託管理人について学識、経験及び信用等の要件を公益信託の成立の認可基準とすることは相当でないものと考えられる。そのため、本文2の提案は、部会資料39の第2の3の甲案を一部修正した提案とし、部会資料39の第2の3の乙案は、信託管理人と受託者とで異なる取扱いとする可能性も踏まえ（注）に示すにとどめている。

(3) 本文3の提案（公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任）について

部会資料39の第2の2(2)の提案に対し、第39回会議で異論はなかったことから本文3の提案に変更はない。

2 今回検討すべき事項

(1) 公益信託において信託管理人の不在が継続した場合の処理

部会資料39の補足説明では、遺言による受益者の定めのない信託について定めた信託法第258条第4項及び第8項と同様に、公益信託については、その設定方法が契約によるか遺言によるか問わず、信託管理人が1年間不在となった場合には当該公益信託は終了する旨の説明を記載していた。これに対し、第40回会議において、受託者と信託管理人の助成型における役割の違いからすると信託管理人の1年間の不在により当然公益信託が終了する法制は画一的に過ぎて不都合であり、公益信託の任意的取消事由とすべきであるとの意見が出され、これに賛成する意見も出された。

しかし、受託者と信託管理人の助成型における役割の違いを重視する意見は、

これまで実務の助成型における信託管理人の役割が限定的なものであったことを前提とするものであり、新たな公益信託の公益信託事務を助成型に限定しないものとし、信託管理人を必置とした上で信託管理人の役割を重視する本部会の方向性に整合しない面がある。また、信託事務の遂行を担う受託者が不在である場合には、信託法第163条第3号により受託者の不在期間が1年間で信託が終了するものとされていることとの均衡等に鑑みると、公益信託の信託管理人が1年間不在となったことは公益信託の終了事由とすることが相当であると考えられる。この点について、どのように考えるか。

(2) 公益信託の信託管理人の権限

これまでの部会での議論を踏まえ、公益信託における委託者や行政庁、裁判所との役割、権限の違いも考慮しつつ、公益信託の信託管理人の具体的な権限及びそれを信託行為の定めにより制限することの可否について検討し、その結果を整理したものが別表1である。

まず、別表1に掲げた受益者の定めのある信託における信託管理人の権限のうち受益権を放棄する権利など受益者の存在を前提とする権利については、そもそも受益者が存在しない公益信託の信託管理人の権限となることが想定されないことから、別表1の「公益信託の信託管理人の権限とすべきか」及び「信託行為に権限を有しない旨の定めを置くことを許容するか」の欄においていずれも斜線を引いている。その上で、受益者が存在することを前提としないその他の信託管理人の権限については、公益信託の信託管理人の権限とすべきであると考えられることから別表1の「公益信託の信託管理人の権限とすべきか」の欄において○印を付している。

次に、上記○印を付した公益信託の信託管理人の権限について信託行為の定めによる制限を許容するかを検討する。

別表1の「受託者の監督に係る権利」のうち信託法第92条第1号ないし第15号及び第24号ないし第26号に列挙された受益者の権利については、信託法第92条の受益者の監督権限は、受託者に対する実効的な監督を可能にするため、信託行為の定めによりいかなる形であれ制限することができない（寺本逐条解説264頁参照）ものであることを踏まえると、いずれも信託行為による制限を認めないことが相当であると考えられることから「信託行為に権限を有しない旨の定めを置くことを許容するか」の欄において×印を付している。

他方、別表1の「受託者の監督に係る権利」のうち利益相反行為又は競合行為についての重要な事実の通知受領権、信託財産の状況に関する書類の内容についての報告受領権、受託者が信託財産から費用の前払を受ける場合の通知受領権、受託者の任務終了の事実の通知受領権、信託の変更・併合・分割による一定の事項の通知受領権については、上記の×印を付した権限に比べると、受託者の監督

を行う上での重要性は低いことを踏まえると、いずれも信託行為によるその制限を認めることもあり得ると考えられることから「信託行為に権限を有しない旨の定めを置くことを許容するか」の欄において△印を付している。

別表1の「信託に関する意思決定に係る権利」については、受託者の監督を行う上での重要性が高いことを踏まえると、いずれも公益信託の信託管理人の権限とした上で信託行為による制限を認めないことが相当であると考えられることから「信託行為に権限を有しない旨の定めを置くことを許容するか」の欄において×印を付している。なお、新受託者の選任や信託の変更などの場面で外部の第三者機関が手続に参与する場合にはこれらの権限につき信託行為による制限を認める可能性をなお検討する必要がある。

これらの点について、どのように考えるか。

第6 公益信託の委託者

1 公益信託の委託者の行使できる権限は、受益者の定めのある信託の委託者の権限と同一とした上で、委託者の権限は信託行為により増減できるものとする。

2 公益信託がされた場合には、委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しないものとする（注）。

（注）信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする考え方もある。

○部会資料39の第3「公益信託の委託者」

公益信託の委託者は、

【甲案】信託の利害関係人が有する権限のみを行使できるものとする。

【乙案】【甲案】の権限に加えて、受益者の定めのある信託の委託者が有する権限を行使できるものとする。

（注）デフォルトルールであり、信託法上の原則に則り信託行為による委託者の権限の増減は認められることを前提としている。

（補足説明）

1 従前の部会資料からの変更点

部会資料39の第3の甲案と乙案に対し、第40回会議では、甲案を支持する意見と、乙案を支持する意見の両方があった。もっとも、甲案及び乙案は、いずれも信託行為による委託者の権限の増減は認められることを前提とするものであり、両

案は実質的に同一であると考えられることから、本文1の提案では、部会資料39の第3の乙案をベースに（注）の記載を統合した提案をしている。

なお、信託法第260条第1項において、同法第258条第1項に規定する受益者の定めのない信託の委託者は、受託者の行為の差止請求権等を有し、それを変更することはできないと規定されていることを参考に、公益信託の委託者に対し、上記受託者の行為の差止請求権等の権限を強行規定として付与することも検討した。しかし、公益信託について公益性を確保する観点からすると、委託者の権限を大きなものと位置付けている同法第258条第1項に規定する受益者の定めのない信託の委託者の権限を、公益信託の委託者に付与することは相当ではなく、同法第260条第1項のような規定を公益信託に設ける必要はないと考えられる。

2 今回検討すべき事項

(1) 委託者死亡の場合の委託者の地位の承継

部会資料39の第3の提案に対しては、公益信託の委託者の権限を検討するに際しては、その地位が相続されるか否かを含む委託者像を想定して検討すべきである旨の指摘があったほか、委託者の権限は一身専属的なものとして相続は基本的に考えるべきではない旨の指摘があった。

そこで検討するに、信託法第146条により、受益者の定めのある信託では、契約による信託設定の場合、委託者の相続人は、委託者が有していた信託法上の権利義務を相続により承継するものとされている。もっとも、委託者の相続人に委託者の地位を承継させた場合に、その地位を利用して不適切な行為をする可能性が懸念されるような場合には、例えば「委託者死亡後は、委託者の権限は消滅するものとする。」等の定めを信託行為に置くことにより当該不適切な行為を防止することが可能となる。他方、同法第147条により、遺言による信託の委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しないこととされているところ、信託行為に別段の定めがあるときは、相続による委託者の地位の承継を可能とすることも許されている（村松ほか概説275～276頁参照）。

その上で、公益信託については、委託者が設定した公益目的と委託者の相続人との間では利益相反的な面があることから、設定の方法が契約か遺言かを問わず委託者の地位の相続を禁止するものとして本文2の提案をしている。もっとも、信託法第147条ただし書を参考にして、信託行為で別段の定めがあるときは、相続人による委託者の地位の承継を認めることも考えられることから、その点を本文2の（注）に記載している。この点について、どのように考えるか。

(2) 公益信託の委託者の権限

委託者の権限には、受益者の権限と同様に、信託に関する意思決定に係る権利と受託者の監督に係る権利の双方が含まれる（寺本逐条解説312頁参照）と考

えられる。

まず、委託者が有する信託に関する意思決定に係る権利を強化すると、公益目的のために拠出された財産に委託者の支配権が及ぶことになりかねず、公益信託の成立の認可を行政庁から受けることによる税制優遇を受けることを目指す観点からは懸念が示される。公益法人認定法第5条第10号でも、理事及びその配偶者又は三親等内の親族である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであることが認定基準とされているが、このような親族要件は、親族による公益法人の支配の発生を防止する趣旨であるものと考えられる。そうすると、委託者の権限のうち、信託に関する意思決定に係る権利は、公益信託の委託者については与えないということもあり得るし、少なくとも権限を減少させることは可能であるということができる。

一方、公益信託の委託者の監督権限を、信託行為の定めにより受益者の定めのある信託の委託者の監督権限よりも加重することについては、上記のような懸念は少なく、むしろそれが望ましい場合もあるが、公益信託の委託者の監督権限を受益者の定めのある信託の委託者の監督権限よりも減少させる場合には、公益信託における委託者が最低限果たさなければならない役割という観点も踏まえて検討する必要があると考えられる。

いずれにせよ、自然人の委託者は信託設定後に死亡する可能性があるから、過度な期待のもとに委託者に公益信託設定後の役割を負わせることは妥当でない。上記の観点を踏まえ、公益信託の委託者が信託行為に別段の定めをしなくても原則として有する権限を別表2に記載した上で、これまでの部会資料において信託行為による制限を可能とすべきであることを提案してきた裁判所に対する受託者及び信託管理人の解任申立権や裁判所に対する信託の変更・終了の申立権については別表2の「信託行為による制限を可能とすべきか」の欄に○印を付し、信託行為による制限を可能とすべきか引き続き検討する必要がある権限については同欄に△印を付している。

これらの点について、どのように考えるか。

第7 行政庁

1 公益信託の成立の認可・監督を行う行政庁

現行公益信託法第2条第1項及び第3条の規律を廃止し、公益信託の成立の認可・監督は、民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて、特定の行政庁が行うものとする。

2 行政庁の区分

現行公益信託法第10条及び第11条の規律を改め、公益信託事務が行われる範囲が1の都道府県の区域内に限られる公益信託の成立の認可・監督を行う行政庁は都道府県知事とし、公益信託事務が行われる範囲が2以上の都道府県の区域内である公益信託の成立の認可・監督を行う行政庁は国の行政庁とするものとする。

○部会資料38の第5の1「有識者委員会の意見に基づく行政庁による認定」

公益信託の認定は、民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて、特定の行政庁（課税庁を除く）が行うものとするかどうか。

○部会資料38の第5の2「認定行政庁の区分」

認定行政庁は、公益信託事務が行われる範囲が1の都道府県の区域内に限られるものは都道府県知事とし、公益信託事務が行われる範囲が2以上の都道府県の区域内であるものについては、国【どの府省庁の所管とするかはP】とすることかどうか。

○部会資料39の第5の1「行政庁の権限」

(1) 公益信託法第3条は廃止することかどうか。

(補足説明)

部会資料38の第5の1の提案について、第39回会議で異論はなかったことから、本文1の提案において、実質的な変更点はないが、主務官庁制の廃止は、現行公益信託法第2条第1項及び第3条の規律を廃止することが前提であるため、その旨を提案に明示している。

また、部会資料38の第5の2の提案についても、第39回会議では、特段の異論はなかったが、公益信託の認定の申請先を国と都道府県と柔軟にすることも考えられるとの意見がある一方、そうすると本来都道府県に申請すべきものが国に申請されることが予想されることとして反対する意見もあり、公益法人制度では国と地方に両方に申請した場合に不認定とされた例の紹介がされた。これらの意見を踏まえて再度検討したが、公益信託事務を行う範囲が1の県にとどまるか2以上の県であるかは公益法人でも柔軟に判断されており、公益信託でも同様の運用は可能であって、敢えて異なる取扱いをするまでの必要性はないものと考えられる。そのため、本文2の提案においても、実質的な変更点はないが、現行公益信託法第10条及び第11条の規律を改めることが前提であるため、その旨を提案に明示している。

第8 公益信託の成立の認可

- 1 公益信託の受託者になろうとする者は、当該信託について行政庁による公益信託の成立の認可を受けることができるものとする。

- 2 公益信託の成立の認可の申請は、必要事項を記載した申請書等を行政庁に提出してしなければならないものとする。

(補足説明)

- 1 現行公益信託法第2条第1項は、公益信託について、主務官庁による許可制を採用しており、主務官庁による許可判断の具体的な要件及び手続きは、許可審査基準及び主務官庁毎に定められている府省令に規定されている。

- 2 第39回部会では、新たな公益信託制度のもとでは、公益法人制度を参考に、民間の有識者により構成される委員会の意見に基づいて行政庁が公益信託の成立の認可を行うものとする事について異論がなかった。そして、その申請を行う者は受託者になろうとする者が想定されることから、本文1の提案をしている。
また、その申請には、必要事項を記載した申請書等が必要になるから、本文2の提案をしている。その種類、内容等については、現在の公益信託において主務官庁毎に定められている公益信託の引受けの許可及び監督に関する府省令に基づき公益信託の受託者が提出していた書類や、公益法人認定法第7条に掲げられている書類を参考にして引き続き検討するが、具体的には、下記のような書類が考えられる。
 - ア 信託設立趣意書
 - イ 信託行為の内容を示す書類
 - ウ 信託財産に属する財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びにその財産の権利及び価格を証する書類
 - エ 委託者となるべき者及び受託者となるべき者の氏名及び住所等を記載した書類(委託者となるべき者又は受託者となるべき者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為)
 - オ 信託管理人となるべき者の氏名及び住所等を記載した書類(信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為)及び就任承諾書
 - カ 公益信託を適正に運営するために必要な機関を置く場合には、その名称、構成員の数並びに構成員となるべき者の住所及び氏名等を記載した書類及び就任

承諾書

- キ 当初の信託事務年度及び翌信託事務年度の事業計画書及び収支予算書
- ク 公益信託事務を行うに当たり、法令上行政機関の許認可等を必要とする場合においては、当該許認可等があったこと又はこれを受けることができることを証する書類

前号各号に掲げるもののほか、行政庁が特に必要と認める書類

上記必要書類のうちオについて、現行の公益信託の引受けの許可及び監督に関する府省令では「信託管理人を置く場合には」との条件が定められているが、新たな公益信託においては、信託管理人を必置とすることが想定されていることから、当該文言は削除している。

また、上記必要書類のうちクについて、新たな公益信託の受託者が公益信託事務として美術館や学生寮の運営等を行う公益信託も許容する場合には、受託者が法令上行政機関の許認可等を必要とする場合も想定されることから、公益法人認定法第7条の規定を参考に、当該許認可等があったこと又はこれを受けることができることを証する書類の提出を要することとしている。

第9 公益信託の成立の認可基準

(前注) 本項1から3までの成立の認可基準の他に、次に掲げるものを認可基準とするものとする。

- ・公益信託の受託者の資格（前記第4の1）
- ・公益信託の信託管理人の資格（前記第5の2）
- ・公益信託終了時の残余財産の帰属権利者を信託行為で定めていること（後記第17の1）

行政庁は、公益信託の成立の認可の申請がされた信託が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該信託について公益信託の成立の認可をするものとする。

1 公益信託の目的に関する基準

公益信託事務を行うことを目的とするものであること

公益信託は、収益事業を目的としてはならないものとする（注）。

（注）公益信託が収益事業を目的とするものであることを許容する考え方がある。

2 信託財産に関する基準

- (1) 公益信託の信託財産は、金銭に限定しないものとする。
- (2) 公益信託事務を遂行することが可能な信託財産を保有していること

公益信託設定当初の信託財産に加え、信託設定後の信託財産の運用や、委託者又は第三者からの拠出による事後的な信託財産の増加等の計画の内容に照らし、当該公益信託の存続期間を通じて、公益信託事務を遂行することができる見込みがあること（信託財産の取崩しを内容とする場合にはその存続期間を通じて当該公益信託事務を遂行することができる見込みがあること）

- (3) 信託財産に他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産が原則として含まれないこと（注）

信託財産に、他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産が原則として含まれないことを必要とし、例外として、当該株式等の財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は当該株式等の財産が含まれることを許容する。

（注）公益信託の信託財産に他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産が含まれるか否かを公益信託の成立の認可基準としないという考え方がある。

3 信託行為の定めに関する基準

信託行為の定めの内容が、次に掲げる事項に適合することとするが、公益信託事務が金銭の助成等に限定されているものについては下記(5)は適用しないものとする。

- (1) 委託者、受託者又は信託管理人若しくはその関係者に対して特別の利益を供与するものでないこと
- (2) 特定の個人又は団体に対して寄附その他の特別の利益を供与するものでないこと
- (3) 公益信託の信託財産の投資運用について
- 【甲案】信託行為に別段の定めがない場合、預金又は貯金、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券の取得、合同運用信託の信託に限られるものとする。
- 【乙案】新公益信託法には特段の規律を設けないものとする。
- (4) 受託者及び信託管理人の報酬について、不当に高額にならない範囲の額又は算定方法が定められていること
- (5) 公益信託の会計について
- ア 公益信託事務に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること
- イ 遊休財産額が一定の制限を超えないと見込まれるものであること
- ウ 公益信託に係る費用のうち当該公益信託の運営に必要な経常的経費の額が一定の割合以下となると見込まれるものであること（注）

(注) (5)ウの基準は不要であるとする考え方がある。

○部会資料38の第3の1「公益信託事務の範囲」

公益信託の受託者が行うことができる公益信託事務は、当該公益信託の目的の達成のために（直接又は間接的に）必要な信託事務とすることでどうか。

○部会資料32の第2の3「信託財産の範囲」

公益信託の信託財産の範囲について、金銭に限定しないとするかどうか。

○部会資料38の第4の1「公益信託事務を遂行することが可能な信託財産の保有」

公益信託設定当初の信託財産に加え、信託設定後の信託財産の運用や、委託者又は第三者からの抛出による事後的な信託財産の増加等の計画の内容に照らし、当該公益信託の存続期間を通じて、公益信託事務を遂行することができる見込みがあること（信託財産の取崩しを内容とする場合にはその存続期間を通じて当該公益信託事務を遂行することができる見込みがあること）を認定基準とすることでどうか。

○部会資料38の第4の3「他の団体の意思決定に関与することができる株式等の保有禁止」

【甲案】：公益信託の受託者が保有する信託財産に、他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産が原則として含まれないこと（例外として、当該株式等の財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は当該株式等の財産が含まれることを許容する）を認定基準とする。

【乙案】：上記は認定基準としない。

○部会資料38の第4の2「関係者等に対する特別の利益の供与禁止」

【甲案】：当該公益信託の信託行為が、「委託者、受託者及び信託管理人並びにその関係者に対する特別の利益を供与しないものであること」及び「特定の個人又は団体に寄附その他の特別の利益を供与しないものであること」を公益信託の認定基準とする。

【乙案】：上記は認定基準としない。

○部会資料38の第3の3「公益信託の信託財産の運用」

【甲案】：公益信託の信託財産の運用は、預金又は貯金、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託の受益権の取得、合同運用信託の信託に限られるものとする。

【乙案】：上記の規律は設けないものとする。

○部会資料38の第4の5「公益信託の受託者の報酬」

受託者の報酬が不当に高額にならない範囲の額又は算定方法が信託行為で定められていることを認定基準とすることでどうか。

○部会資料39の第2の2「公益信託の信託管理人の権限・義務・報酬」

(3) 公益信託の信託管理人の報酬が不当に高額にならない範囲の額又は算定

方法が信託行為で定められていることを認定基準とすることでどうか

○部会資料38の第4の4「事業型の公益信託に関する認定基準」

【甲案】：事業型の公益信託について、収支相償及び遊休財産額の保有制限を認定基準とする。

【乙案】：上記を認定基準としない。

(補足説明)

1 従前の部会資料からの変更点

(1) 本文1の提案について

公益信託の受託者が行う信託事務の範囲を当該公益信託の目的の達成のために(直接又は間接的に)必要な信託事務とするという部会資料38の第3の1の提案に対し、第38回会議では、受託者は善管注意義務、忠実義務の範囲内で行動し責任を取ればよく、直接又は間接的に必要な信託事務とすることは狭すぎる旨の指摘、公益法人制度では、収益事業が広めに取られている旨の指摘、直接又は間接的に「必要な」という表現が適切であるか否かについてなお検討する必要がある旨の指摘、信託法第26条も「目的の達成のために必要な行為」という表現を用いているので、公益信託法で別の書き方をした場合に信託法第26条に与える影響を考えるとあまり表現を変えるべきではない旨の指摘があった。

これらの意見や指摘を踏まえて再度検討するに、従前は、新たな公益信託の受託者が収益事業を行う可能性も含めて検討を行ってきたが、新たな公益信託では、既に受託者が公益信託事務として美術館や学生寮の運営を本格的に行うことも想定されているところ、そのような場合には受託者が金銭の借入れや売買等の取引を行うこともあり得るため、受託者が日常的に公益法人並びの非常に複雑な会計処理を行わなければならないとなり、公益信託の成立の認可基準の複雑化を招くおそれがある。また、受託者が収益事業を行うことを認めると、公益信託の信託行為において定められた目的からかけ離れた信託事務が行われる可能性が生じる。そして、これまでの部会での議論においては、民間において公益信託が公益法人よりも負担の少ない方法で設定し運営することができるという公益信託のメリットを維持すべきである旨の意見が多数であったことを踏まえると、公益信託は、公益信託事務を行うことのみを目的とし、収益事業を目的としてはならないとすることが相当であると考えられる。そこで、本文1の提案では、公益信託の目的に関する認可基準を、公益信託事務を行うことを目的とするものであることとし、公益信託は収益事業を目的としてはならないものとすることを提案している。

本文1の提案によれば、公益信託の受託者の権限の範囲は、信託法第26条の規定により「信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的のた

めに必要な行為をする権限」であるということになる。そして、公益信託の目的の達成に必要な範囲を超えて行われた信託事務が契約である場合において、受託者が公益信託の目的の達成のためにする意思を有していたときは、同法第27条の規定により「受託者が信託財産のためにした行為がその権限に属しない場合」であるとして公益信託の信託管理人により取り消すことができることになる。

なお、本文1の提案では、「収益事業」という表現を用いており、公益法人認定法第5条第7号の「収益事業等」という表現を用いていないが、その意図は、公益信託の目的に含めることが禁止されるのは、公益法人が行う「収益事業」に相当するもののみであることを明確にすることにある。

(2) 本文2の提案について

部会資料32の第2の3の提案（公益信託の信託財産を金銭に限定しない）に対しては、第32回会議において異論はなかったことから、本文2(1)の提案に実質的な変更点はない。

また、部会資料38の第4の1の提案（公益信託事務の遂行可能な信託財産の保有）に対しても、第38回会議において特段の異論はなかったことから、本文2(2)の提案にも変更点はない。

部会資料38の第4の3の論点（株式等の保有禁止）について、第38回会議では、株式の保有制限を認定基準とする甲案に賛成する意見が複数あり、その中には、これを認定基準としない場合には公益信託の受託者が収益事業を行わないという原則に反することを理由として挙げた上、一つの公益信託単位で審査するならばより実質的な審査が必要であるとするものがあつた。他方、株式の保有制限を認定基準としない乙案に賛成する意見もあり、その中には実質的に支配というのは基準として不明確であるし、一律にパーセンテージで保有そのものを禁止するのは規制として行き過ぎであるとするものがあつた。これらの意見の分布状況を踏まえ、本文2(3)の提案は、株式の保有制限を公益信託の成立の認可基準とする部会資料38の第4の3の甲案と同様の提案とし、本文2(3)の（注）で部会資料38の第4の3の乙案を示すこととしている。

(3) 本文3の提案について

ア 提案(1), (2)について

第38回会議においては、部会資料38の第4の2の甲案（公益信託の関係者への特別利益供与禁止等が信託行為に定められていることを認定基準とする）を支持する意見が大多数であり、部会資料38の第4の2の乙案（上記を認定基準としない）を積極的に支持する意見はなかったことから、本文3(1), (2)の提案では、上記甲案において関係者の範囲を「委託者、受託者及び信託管理人」としていたものを、その範囲をより適切に示すために「委託者、受託者又は信託管理人」に変更するなどの修正をして提案している。

イ 提案(3)について

第38回会議においては、部会資料38の第3の甲案（信託財産の運用対象を預貯金等に限定する）を支持する意見もあったが、部会資料38の第3の乙案（信託財産の運用対象を限定しない）を支持する意見もあった。また、部会資料38の第3の甲案は強行規定として提案していたが、任意規定として信託行為に別段の定めがあれば甲案に含まれない運用対象を許容することも考えられる旨の指摘があった。これらを踏まえ、部会資料38の第3の甲案を強行規定でなく任意規定とした上で、公益信託の信託財産の運用対象として一般的なものを示す、あるいはデフォルトとは違う運用対象を選択する場合にそのことを明示させる意味はあると考えられることから、本文(3)の甲案は、部会資料38の第3の甲案を任意規定という形に修正して提案している。一方、本文(3)の乙案については、部会資料38の第3の乙案から変更点はない。

ウ 提案(4)について

部会資料38の第4の5の提案(受託者の報酬が不当に高額にならない範囲の額又は算定方法が信託行為で定められていることを認定基準とする)に対しては、第39回会議で異論はなかった。さらに、部会資料の39の第2の2(3)の提案（信託管理人の報酬が不当に高額にならない範囲の額又は算定方法が信託行為で定められていることを認定基準とする）に対しても、第39回会議で異論はなかった。これらを踏まえ、本文(4)の提案では、従前の各提案をまとめて提案している。

エ 提案(5)について

部会資料38の第4の4の論点（事業型の公益信託に関する認定基準）について、第38回会議では、事業型の公益信託について収支相償及び遊休財産額の保有制限を認定基準とする甲案に賛成する意見と、これらを認定基準としない乙案に賛成する意見があった。また、助成型の公益信託と事業型の公益信託の区別はなお不明確であり、受託者が蓄財をしてはならないということをより前面に出した認定基準の方が適切である旨の指摘があった。

新たな公益信託において、美術館や学生寮の運営を公益信託事務とする公益信託を許容した場合には、受託者において第三者との売買契約や金銭の借入取引を行うことが想定され、奨学金の支給等のみを公益信託事務とした場合に比べて、受託者のもとで信託財産が不当に蓄積する可能性も高くなることが想定される。したがって、そのような事態を会計的な認可基準によって防止する必要があると考えられることから、本文の提案(5)ア及びイでは、美術館や学生寮の運営等を公益信託事務とする公益信託について、収支相償及び遊休財産額の保有制限をフロー及びストックの認可基準とすることを提案している。もっとも、従前の会議において、収支相償及び遊休財産額の保有制限を公益信託の成

立の認可基準とすることに慎重な意見や指摘が出されてきたことを踏まえると、これらとは別の認可基準を設けることも引き続き検討する必要があるものと考えられる。なお、収支相償の認可基準については、金銭の助成等が公益信託事務として定められている場合でも、信託財産の投資運用の対象が拡大されたときはそれにより多額の収入が信託財産に帰属することも想定されるので認可基準として必要であるという考え方もあり得る。

また、公益信託の受託者が収益事業を行わないことを前提とした場合においても当該公益信託の運営に必要な経常的経費の発生は観念し得ることから、本文の提案(5)ウでは、公益信託事務の実施に係る費用と経常的経費を合わせた額の中で後者が占める割合について、公益法人認定法第15条の公益目的事業比率と同じ50%よりも低い一定の割合以下とすることを提案している。他方、上記経常的経費の大部分を占める受託者等の報酬について本文(4)で「不当に高額とならない」ことが担保されていることからすると、本文3の(5)ウを認可基準とすることは不要であるという考え方があることから、その考え方を(注)に示している。

2 今回検討すべき事項

(1) 公益信託と公益法人とのすみ分けについて

公益信託事務として助成事務以外の信託事務を認めた場合、例えば、日本美術の普及啓発を目的とする公益信託では、その実現のために信託財産で美術館用の建物を購入し、そこで多数の美術品を展示するような大規模な公益信託事務を受託者が行うものから、個人の美術品コレクションを保管し、各地で他の法人等が運営する美術館での展覧会にそれを貸し出すような小規模な公益信託事務を受託者が行うものまで、様々な規模の公益信託が想定される。これら規模の大小により公益信託を区別して公益信託の成立の認可基準を定めることは困難であるし、前者のような大規模な資金を用いて組織的に事業を遂行する公益信託の設定を取って否定する必要もないが、大規模な事業を遂行する場合には、法人名義で対外的な契約ができ、一定の組織と法人の固有財産をもって法人の負う債務が担保される公益法人の形式が、受託者名義で契約することが前提となっており、信託財産から債務を支払えない場合には受託者自身が責任を負うことになる公益信託の形式よりも適格的であるように考えられる。したがって、新たな公益信託制度の利用者への周知活動においては、その活用方法が従前の助成型にとどまるものではなく、美術館や学生寮の運営等を行うことも可能な柔軟な制度であることをアピールしていくとともに、一定の公益事業を行おうとする場合において公益信託又は公益法人のいずれが適格的であるかなど両者のすみ分けについても具体例を用いた説明や広報を充実させることが望ましいと考えられる。

(2) 公益信託の受託者が行う信託事務の範囲と信託財産の運用との関係

公益信託の受託者が公益信託事務を遂行するために信託財産の運用を行うことは当然に想定されるが、従前の部会では、公益信託の受託者が行う信託事務の範囲をその目的達成のために必要な範囲に限定することとした場合に、信託財産の運用がどこまで許容されるかが問題とされてきた。

そこで、再度検討するに、まず、現在におけるわが国の経済システムの進展状況に加え、英米において公益信託の信託財産の運用対象について制限はされていないことに鑑みると、前記1(3)イのとおり、受託者による信託財産の運用対象については、リーガル・リスト方式のような限定を課さない方向が望ましいと考えられる。

一方、公益信託の信託財産の運用が、公益信託の目的達成のために必要な信託事務として広く許容されるものとした場合でも、信託財産の運用により信託財産に損失が生じる可能性があることも考慮すると、その適正な運用を確保する必要がある。そのための対応策として、①公益信託の受託者が「公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有すること」を公益信託の成立の認可基準とすること、②公益信託の受託者が、受託者として求められる必要な程度の善管注意義務を負い、当該義務は信託行為の定めによっても軽減できないとする規定を新公益信託法の中に設けること、③公益信託について信託管理人を必置とし、その権限を信託行為の定めによっても制限できないものとするなどなどが考えられる。

これらの点について、どのように考えるか。

第10 公益信託の名称

公益信託の名称に関して、以下のような規律を設けるものとする。

- 1 公益信託には、その名称中に公益信託という文字を用いなければならない。
- 2 何人も、公益信託でないものについて、その名称又は商号中に、公益信託であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- 3 何人も、不正の目的をもって、他の公益信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。
- 4 3に違反する名称又は商号の使用によって事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある公益信託の受託者は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

○部会資料37の第5の2「公益信託の名称」

公益信託の名称に関して、以下のような規律を設けることでどうか。

- (1) 公益信託には、その名称中に公益信託という文字を用いなければならない。
- (2) 何人も、公益信託でないものについて、その名称又は商号中に、公益信託であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- (3) 何人も、不正の目的をもって、他の公益信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。
- (4) (3)に違反する名称又は商号の使用によって事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある公益信託の受託者は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

(補足説明)

部会資料37の第5の2の提案から変更点はない。

第11 公益信託の情報公開

- 1 現行公益信託法第4条第2項を廃止又は改正し、新たな公益信託の情報公開の対象、方法については、公益財団法人と同等の仕組みとするものとする。
- 2 行政庁は、公益信託の成立の認可やその取消し、公益信託の変更、併合・分割の認可をしたときは、その旨を公示しなければならないものとする。

○部会資料39の第8「公益信託における情報公開」

- 1 公益信託法第4条第2項の趣旨を維持しつつ、受託者による公益信託事務及び信託財産の財産状況の公告の方法として電子公告を認めるなど関連する規定を整備することかどうか。
 - 2 行政庁は、公益信託の認定や認定の取消し等をしたときは、その旨を公示しなければならないものとするかどうか。
- (注) 信託行為は公告の対象としない。

(補足説明)

1 従前の部会資料からの変更点

(1) 本文1の提案について

部会資料39の第8の提案のうち注書きの信託行為を公告の対象としないとする部分に対しては、第40回会議で、公益法人の定款が全部公開されていることと同じく原則として公開すべきであるとの意見があった一方、法人の定款と異なり信託行為は書面以外にも存在する可能性があることの指摘もされ、公益信託設

定の際に作成される契約書や遺言書のコピーをPDFで公開する必要はないが信託行為の内容を示す書類については公開するという方向で議論が収束した。これを踏まえ、本部会資料では、その方向性に沿った趣旨の提案に変更した。具体的には、信託と法人との相違により導入できないものを除き行政庁との役割分担を含めて公益財団法人と同等の仕組みとすることを想定しているものであり、信託行為に関しては、それ自体ではなく、信託行為の内容を示す書類を受託者及び行政庁において閲覧又は謄写する等の仕組みを想定している。

(2) 本文2の提案について

部会資料39の第8の2の提案から実質的に変更はないが、部会資料39の第8の2の提案では、「公益信託の認定や認定の取消し等」としていたところを、公益法人認定法第10条、第11条第4項、第13条第2項、第24条第2項、第26条第4項、第29条第4項等の公益法人の各規定との整合性も踏まえて再度整理し、公益信託の成立の認可やその取消し、公益信託の変更、併合・分割の認可をしたときは、その旨を行政庁が公示しなければならないものとするを明記している。なお、公益法人認定法第11条第4項は、行政庁が公益目的事業の種類又は内容の変更の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない旨規定しているほか、同法第13条第1項第1号は、公益法人の「名称又は代表者の氏名の変更」の届出があったときは、その旨を公示しなければならない旨規定しているが、同項第2号の「内閣府令で定める軽微な変更」の届出があったときは、公示の対象としていないので、信託の変更についても軽微なものは公示の対象としないことが想定される。

2 今回検討すべき事項

(1) 公益信託の情報公開の対象について

部会資料36の別表5では、公益信託の受託者が作成した書類については、受託者及びその提出を受けた行政庁における保存義務があるものとした上で、受託者及び行政庁に公表義務を負わせるべきであるか否かについては一部留保を付していた。これに対し、第40回会議では、公益信託についてもできるだけ受託者及び行政庁における公表を義務付けることが望ましいとの意見があった。それを踏まえると、公益信託の透明性を確保し、信頼性を高める観点からすれば、公益信託の認可の申請や運営の際に作成される部会資料36の別表5で掲げた書類等については基本的に全て情報公開の義務を受託者及び行政庁が負うようにすることが相当であるものと考えられる。なお、公益信託の委託者の氏名住所等の公表については、個人情報であることも踏まえて慎重な検討が必要であると考えられる。

これらの点について、どのように考えるか。

(2) 公益信託の情報公開の方法について

公益法人認定法第21条，第22条，第57条の規定等を参考として公益信託の情報公開の方法について検討すると，公益信託の事業計画書等の閲覧・謄写請求については受託者及び行政庁がそれぞれ対応することとした上で，行政庁が公益信託のデータベースを作成してインターネットによるアクセスを可能とするなどの方法によりその概要を公表することが相当であると考えられる。そして，当該データベースによる情報公開が行われる場合には，現行公益信託法第4条第2項の公告を受託者が官報等で行うこととしている規定は廃止又は改正し，受託者が公告すべき事項を再度整理した上で，その方法については一般法人法第331条等を参考として電子公告の方法を認めるなどより柔軟な制度とすることが相当であると考えられる。

なお，信託法第38条第6項は受託者の貸借対照表，損益計算書等の閲覧・謄写の請求権者を利害関係人に限定している一方で，一般法人法第128条及び第199条は一般社団・財団法人は貸借対照表等を公告しなければならないと規定し，公益法人認定法第21条第4項は公益法人の財産目録等の閲覧・謄写の請求権者を「何人も」として限定していないこと等を踏まえ，公益信託の受託者の作成する貸借対照表等の閲覧・謄写請求の請求権者をどの範囲とするか検討する必要がある。

これらの点について，どのように考えるか。

第12 公益信託の監督

1 行政庁の権限

現行公益信託法第4条第1項の規律を改め，行政庁は，次の権限を行使するものとする。

- (1) 行政庁は，公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限度において，受託者に対し，その公益信託事務及び信託財産の状況について必要な報告を求め，又は，その職員に，当該受託者の事務所に立ち入り，その公益信託事務及び信託財産の状況若しくは帳簿，書類その他の物件を検査させ，若しくは関係者に質問させることができる。
- (2) 行政庁は，公益信託が成立の認可基準のいずれかに適合しなくなったとき等に該当すると疑うに足る相当な理由がある場合には，受託者に対し，期限を定めて，必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(3) 行政庁は、上記(2)の勧告を受けた受託者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該受託者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(4) 行政庁は、上記(3)の命令を受けた受託者が、正当な理由がなく、その命令に従わなかったときは、当該公益信託の成立の認可を取り消さなければならない。

(注) 行政庁は、公益信託の成立の認可基準のいずれかに適合しなくなったときに直ちに公益信託の成立の認可処分の取消し（任意的取消し）の権限を有するとの考え方があ

2 裁判所の権限

裁判所は、信託法が裁判所の権限としている権限を原則として有するものとする。現行公益信託法第8条が裁判所の権限としている権限を有するものとする。

○部会資料39の第5「公益信託外部の第三者機関による監督」

1 行政庁の権限

(1) 公益信託法第3条は廃止することでどうか。

(2) 公益信託法第4条第1項の規律を次のように改めることでどうか。

ア 行政庁は、公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限度において、受託者に対し、その公益信託事務及び信託財産の状況について必要な報告を求め、又は、その職員に、当該受託者の事務所に立ち入り、その公益信託事務及び信託財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

イ 行政庁は、公益信託が認定基準のいずれかに適合しなくなったとき等に該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、受託者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

ウ 行政庁は、上記イの勧告を受けた受託者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該受託者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

エ 行政庁は、上記ウの命令を受けた受託者が、正当な理由がなく、その命令に従わなかったときは、当該公益信託の認定を取り消さなければならない。

2 裁判所の権限

裁判所は、公益信託法第8条が裁判所の権限として規定している権限を有するものとする。どうか。

3 検査役の選任

検査役の選任権限は、

【甲案】 行政庁が有するものとする。

【乙案】 裁判所が有するものとする。

(補足説明)

1 従前の部会資料からの変更点

(1) 本文1の提案(行政庁の権限)について

部会資料39の第5の1の提案に対し、第39回会議ではこれに賛成する意見が複数あり、特段反対する意見はなかったことから、本文1の提案に変更はない。

(2) 本文2の提案(裁判所の権限)について

部会資料39の第5の2の提案(公益信託法第8条が裁判所の権限としている権限を新たな公益信託でも裁判所の権限とする。)に対し、第39回会議ではこれに賛成する意見が複数出され、特段反対する意見はなかったことから、本文2の提案に変更はない。

部会資料39の第5の3の甲案(検査役の選任権限を行政庁が有するものとする)と乙案(検査役の選任権限を裁判所が有するものとする)に対し、第39回会議では、公益信託については行政庁に検査権限がある点で受益者の定めのある信託とは全く異なるものであり実効性のある検査を行うためには行政庁が適切であるとして甲案を支持する意見が複数出されたが、乙案を支持する意見も複数出された。乙案を支持する意見の中には、行政庁の行う検査が、認定取消しに至るほどの場面を想定して行われるのに対し、信託法上は裁判所が行使する権限であると位置付けられている裁判所の行う検査役の選任は、受託者の日常的な業務執行が信託管理人の報告を求める権利等を通じて十分に調査できないときに検査役を通じて調査をするという性質のものであって、行政庁の監督権限とはその目的・役割を異にすることを理論的な根拠として挙げるものもあつた。

そこで再度検討するに、行政庁が行う検査が公益信託の認可基準に関連するものであり、当該基準を満たさない場合には最終的に公益信託の成立の認可の取消しにまで至る可能性を有するのに対し、検査役の行う検査は受託者の日常的な業務執行が適正に行われているかについて信託関係人のいずれかに疑念が生じたときに行われる行為であつて、公益信託の成立の認可基準の充足性判断とは直接関連しないものであることからすると、公益信託における検査役の選任権限は裁判所に付与することが相当であると考えられる。そこで、本文2の提案では、公益信託に関する裁判所の権限の中に検査役の選任権限を含めた提案をしている。

2 今回検討すべき事項

第39回会議では、裁判所が公益信託の検査役を選任することを前提として、検査役の選任の事実を行政庁に通知することや、検査役による検査が終了した時点でその検査結果を信託管理人に加えて行政庁にも通知する等の連携措置が考えられる旨の意見があった。

このような制度を設ける場合には、上記のとおり、行政庁が行う検査と検査役を通じた検査の性質の違いを考慮し、その目的及び効果について整理した上で、選任の事実や検査結果については検査役や検査役選任申立人が必要に応じて行政庁に通知する制度とすることを含めて検討する必要がある。

また、第41回会議では、裁判所と行政庁の権限を整理した部会資料36の別表1につき議論の成果を落とし込んで横串で刺し、相互に均衡を失しないようにすべきであるとの指摘があったことから、それを踏まえて、今回は、信託の監督に関する権限（受益者又は受益権の存在を前提とするものを除く。）を別表3のとおり整理し、これらの権限はいずれも裁判所の権限に属するものとした上で、職権行使は許容しないという意味で別表3の「職権行使」の欄に×印を付している。一方、当該権限の行使に付随して新たな公益信託の認可基準の充足性が問題となる可能性がある信託管理人の選任等の権限については行政庁の関与を必要とすることが相当であると考えられることから、別表3の「行政庁の関与の有無（現時点の整理）」の欄に行政庁の関与の有無及び行政庁が関与する場合の方法を記載している。なお、行政庁の関与の有無及びその方法については各権限の性質を踏まえ引き続き個別に検討する必要がある。

これらの点について、どのように考えるか。

第13 公益信託の受託者の辞任・解任、新受託者の選任

1 公益信託の受託者の辞任

現行公益信託法第7条の規律を改め、受託者は、委託者及び信託管理人の同意を得て辞任することができるほか、[やむを得ない事由／正当な理由]があるときは裁判所の許可を得て辞任することができるものとする。

2 公益信託の受託者の解任

(1) 委託者及び信託管理人の合意による解任について

委託者及び信託管理人は、[受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき／正当な理由があるとき]は、その合意により受託者を解任することができるものとする。

- (2) 委託者及び信託管理人の合意がない場合において、受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者又は信託管理人の申立てにより、受託者を解任することができるものとする。

委託者については信託行為において受託者の解任の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

3 公益信託の新受託者の選任

- (1) 委託者及び信託管理人は、信託行為に新受託者に関する定めがある場合は、当該定めに従い、信託行為に新受託者に関する定めがない場合は、信託法第62条第1項の方法により新受託者を選任することができるものとした上で、新受託者になろうとする者は、行政庁による新選任の認可を受けるものとする。
- (2) 信託法第62条第1項の場合において、同項の合意に係る協議の状況その他の事情に照らして必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新受託者を選任することができるものとした上で、新受託者になろうとする者は、行政庁による新選任の認可を受けるものとする（注）。

（注）行政庁による認可を必要とせず、裁判所が新受託者を選任する前に、行政庁に意見を聴くものとする考え方がある。

○部会資料39の第6「公益信託の受託者の辞任・解任，新受託者の選任」

1 公益信託の受託者の辞任

- (1) 信託法第57条の適用の可否

【甲案】受託者が信託関係人の同意を得て辞任すること（信託法第57条第1項ルート）のみを可能とする。

【乙案】受託者が外部の第三者機関の許可を得て辞任すること（信託法第57条第2項ルート）のみを可能とする。

【丙案】受託者が、信託関係人の同意を得て辞任すること（信託法第57条第1項ルート）も、外部の第三者機関の許可を得て辞任すること（同条第2項ルート）も両方可能とする。

- (2) 信託関係人の同意による受託者の辞任を認める場合（信託法第57条第1項ルート）

ア 受託者の辞任事由

【甲案】「やむを得ない事由」を必要とする。

【乙案】上記を必要としない。

イ 受託者の辞任手続

【甲案】委託者及び信託管理人の同意を必要とする。

【乙案】信託管理人の同意を必要とする。

(3) 外部の第三者機関による受託者の辞任を認める場合（信託法第57条第2項ルート）

ア 受託者の辞任事由は「やむを得ない事由」とする。

イ 受託者の辞任手続は

【甲案】行政庁の許可を必要とする。

【乙案】裁判所の許可を必要とする。

2 公益信託の受託者の解任

(1) 信託法第58条の適用の可否

【甲案】受託者を委託者及び信託管理人の合意により解任すること（信託法第58条第1項ルート）のみを可能とする。

【乙案】外部の第三者機関が信託関係人の申立てにより受託者を解任すること（信託法第58条第4項ルート）のみを可能とする。

【丙案】受託者を委託者及び信託管理人の合意により解任すること（信託法第58条第1項ルート）及び外部の第三者機関が信託関係人の申立てにより受託者を解任すること（同条第4項ルート）の両方を可能とする。

(2) 委託者及び信託管理人の合意による受託者の解任を認める場合（信託法第58条第1項ルート）

【甲案】受託者の解任事由として、「受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき」を必要とする。

【乙案】上記を必要としない。

(3) 外部の第三者機関による受託者の解任を認める場合（信託法第58条第4項ルート）

ア 受託者の解任事由

「受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき」とする。

イ 受託者の解任申立権者

【甲案】公益信託の委託者及び信託管理人とする。

【乙案】公益信託の信託管理人とする。

ウ 受託者の解任権限を有する外部の第三者機関

【甲案】行政庁とする。

【乙案】裁判所とする。

3 公益信託の新受託者の選任

【甲案】行政庁が利害関係人の申立てに基づき新受託者を選任することができるものとする。

【乙案】裁判所が利害関係人の申立てに基づき新受託者を選任することができるものとする。

(補足説明)

1 従前の部会資料からの変更点

本文1から3までの提案は、部会資料39の第6の提案で多数を占めたものを統合し、信託法の規定との整合性をできる限り追求する観点から修正したものである。例えば、本文1の提案は、受託者の辞任を許可する外部の第三者機関について、信託法第57条第2項で裁判所が同様の役割を担っていることや、受託者の辞任は公益信託の成立の認可基準と直ちに関連するものではないことから、行政庁ではなく裁判所が辞任の許可をすることとしたものである。また、本文2(2)の提案は、受託者の解任を行う外部の第三者機関について、第39回会議では、行政庁とする案を支持する意見と、裁判所とする案を支持する意見がそれぞれあったことを踏まえつつ、信託法第58条第4項で裁判所が同様の役割を担っていることや、受託者の解任も公益信託の成立の認可基準と直ちに関連するものではないことから、行政庁ではなく裁判所が解任することとしたものである。

2 今回検討すべき事項

(1) 本文1の提案（公益信託の受託者の辞任）について

部会資料39の第6の1の甲案、乙案及び丙案に対し、第39回会議では、委託者と信託管理人の合意により公益信託が終了する事態に陥るのは望ましくないとして乙案を支持する意見が出されたが、丙案を支持する意見も出された。乙案を支持する意見の中には、信託法第57条第1項と第2項はセットで考えるべきであり、正当な事由がある場合にのみ裁判所の許可を得て辞任できるようにすべきである旨の意見もあった。また、委託者又は信託管理人の同意による受託者の辞任ルートを認める場合に「やむを得ない事由」を要件とすることについて疑問を示す指摘があり、「正当な理由」とすべきとの意見も出された。

そこで再度検討するに、まず、公益信託についてもできる限り私的自治を尊重する観点からすると、委託者及び信託管理人の同意を得て受託者が辞任することは特段の事由なく許容すべきであると考えられる。次に、委託者及び信託管理人の同意を得られない場合に受託者が辞任できず、それを原因として公益信託事務の遂行が滞ってしまうことは避けるべきであるから、外部の第三者機関の許可を得て受託者が辞任する方法も許容することが相当であると考えられる。

その上で、外部の第三者機関の許可による辞任の場合に必要な要件が問題となるが、第39回会議では、「正当な事由」という表現に置き換えるべきではないか

との意見や、後任の新受託者が存在することも考慮されるべきであるとの意見も出されたことから、本文1の提案では、受託者の辞任事由について〔やむを得ない事由／正当な理由〕として角括弧を付している。なお、「やむを得ない事由」としては、個人の受託者が天災、病気、高齢等のためにその任務を十分行えないことのほか、法人の受託者がその任務を継続できない状況が生じた場合を想定しているが、「正当な理由」とした場合には適格性を有する新受託者の存在も考慮される可能性がある。

これらの点について、どのように考えるか。

(2) 本文2の提案（公益信託の受託者の解任）について

部会資料39の第6の2(2)の甲案、乙案及び丙案に対し、第39回会議では、乙案を支持する意見と、丙案を支持する意見があり、信託法第58条第1項のように委託者及び信託管理人の合意による受託者の解任ルートを認める場合に、信託法第58条第4項の裁判所の許可による解任ルートと同じ「受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき」とすべきである旨の意見が出された。また、公益信託の受託者について信託法第58条第4項の解任事由をそのまま適用することでは狭すぎ、「正当な理由がある場合」という表現にした方が良いとの指摘もあった。

これらを踏まえ、本文2の提案では、公益信託の受託者の解任事由について〔受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき／正当な理由があるとき〕に角括弧を付している。なお、委託者及び信託管理人の合意による受託者の解任事由について、信託法第58条第1項は「いつでも」として限定をしていないが、公益信託の受託者の意思に反して解任がされる場合には受益者の定めのある信託の受託者の解任より慎重さが必要であるから、同項とは取扱いを別にすることが相当であると考えられる。

また、裁判所に対する受託者の解任の申立権者については、信託法第58条第4項、第125条において、裁判所に受託者の解任を申し立てる権限を有する者は委託者又は信託管理人とされていることから、裁判所に受託者の解任を申し立てる権限を有する者は、委託者又は信託管理人としている。その上で、委託者を受託者の解任の申立権者としめない旨の信託行為の定めを置くことは認められることを前提としている。

これらの点について、どのように考えるか。

(3) 本文3の提案（公益信託の新受託者の選任）について

部会資料39の第6の3の提案（新受託者の選任方法）について、第39回会議では、甲案（行政庁案）及び乙案（裁判所案）の双方を支持する意見があった。

これを踏まえて再度検討するに、新受託者の選任についての委託者及び信託管理人の間の合意の有無にかかわらず、公益信託の成立の認可基準を充足しない新

受託者が公益信託事務を行う事態を避けるためには新受託者が行政庁から認可を受けるものとする必要があると考えられることから、本文3の提案をしている。なお、認可制に代えて、公益信託の新受託者は、前受託者が辞任した旨又は解任された旨と合わせて、新受託者となった旨を行政庁に届け出なければならぬものとするとも考えられる。

なお、新受託者の選任について委託者及び信託管理人の合意が整わず、裁判所に新受託者の選任が申し立てられた場合に、裁判所において新受託者が公益信託の成立の認可基準を充足するか否かについての意見を行政庁に聴取し、その意見を踏まえた上で裁判所が新受託者を選任する制度を採るべきであるとの考え方もあることから、その考え方を本文3(2)の(注)に示している。しかし、公益信託の新受託者の選任について裁判所が行政庁から意見聴取をすることとした場合に裁判所から行政庁に提供される書面に記載された情報は限定的なものであることが想定されるところ、公益法人の認定実務においては行政庁が書面審査だけでなく申請を行った一般法人から直接認定の可否の判断に必要な情報を収集することが多いようであることからすると、裁判所から新受託者の選任について意見聴取を求められた行政庁が新受託者の認可基準充足性について判断することができない旨の回答がされ、そのために裁判所による新受託者の選任の判断ができなくなる事態が生じることも想定される。そうすると、裁判所において一元的に新受託者の選任を行わせることにより、かえって信託の当事者に過度な負担を強いるおそれがあるほか、新受託者の選任が遅延する可能性もあるものと考えられる。

これらの点について、どのように考えるか。

第14 公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任

公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任の規律は、公益信託の受託者の辞任・解任，新受託者の選任と同様の規律とするものとする。

○部会資料39の第7「公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任」
公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任については、公益信託の受託者の辞任・解任，新受託者の選任と同様の規律とすることでどうか

(補足説明)

本文の提案については、従前の部会資料39の第7の提案からの変更点はない。部会資料39の第7の提案に対し、第40回会議では、受託者と同様の規律とすべきという意見が多数であった。なお、部会資料39の第7の提案に対し、第40回会議では、公益信託の信託管理人の辞任について、公益信託の受託者と信託管理人の役割

の違いを念頭に、公益信託の信託管理人の辞任・解任・新選任に関する規律は、受託者に関するものとは別途のものとするべきであるとの意見があり、委託者及び信託管理人の同意や外部の第三者機関の許可や「やむを得ない事由」等は不要であるとの意見も出された。もっとも、新たな公益信託における信託管理人の役割の重要性に鑑みると、敢えて信託管理人について受託者と異なる規律を設ける必要性はより小さくなると考えられることから、部会資料39の第7の提案を維持している。

第15 公益信託の変更、併合及び分割

(前注) 行政庁に対する変更、併合及び分割の認可の申請は、いずれも受託者が行うことを前提としている。

1 公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更

(1) 現行公益信託法第5条及び第6条を廃止又は改正し、

ア 公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更は、委託者、受託者及び信託管理人の合意等がある場合には、行政庁による変更の認可を受けることによってすることができるものとする。

イ 裁判所は、信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして公益信託の目的の達成に支障になるに至ったときは、委託者、受託者又は信託管理人の申立てにより、信託の変更を命ずることができるものとする。

委託者については信託行為において変更命令の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

ウ 受託者は、上記イの変更命令の後、行政庁による変更の認可を受けるものとする(注)。

(注) 行政庁による変更の認可を必要とせず、裁判所が信託の変更を命ずる前に、変更後の信託が公益信託の成立の認可基準を充足するか否かについて、行政庁に意見を聴くものとする考え方がある。

(2) 上記(1)アの例外として、信託行為の定めの変更をするとき、受託者は、その旨を行政庁に届け出るとともに、当該変更について受託者及び信託管理人の同意を得ていない場合には、遅滞なく、委託者及び信託管理人に対し、変更後の信託行為の定めの内容を通知しなければならないものとする。

2 公益信託事務の処理の方法以外の信託行為の定めの変更

- (1) 現行公益信託法第6条を廃止又は改正し、公益信託事務の処理の方法以外の信託行為の定めの変更は、委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、行政庁による変更の認可を受けることによってすることができるものとする。
- (2) 現行公益信託法第9条を改正し、公益信託の目的の達成又は不達成の場合において、残余財産が存在するが帰属権利者が定まらないときは、受託者及び信託管理人（委託者が現に存する場合にあっては、委託者、受託者及び信託管理人）の合意がある場合には、公益信託の目的を類似の目的に変更し、行政庁による変更の認可を受けることによって公益信託を継続できるものとする。

3 公益信託の併合・分割

現行公益信託法第6条を廃止又は改正し、公益信託の併合・分割は、委託者、受託者及び信託管理人の合意等がある場合には、行政庁による併合・分割の認可を受けることによってすることができるものとする（注）。

（注）裁判所は、信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして公益信託の目的の達成に支障になるに至ったときは、委託者、受託者又は信託管理人の申立てにより、信託の併合・分割を命ずることができる旨の規律を設けるものとする考え方がある。

○部会資料42の第1「公益信託の信託行為の定めの変更」

1 公益信託の目的以外の信託行為の定めの変更

- (1) 委託者、受託者及び信託管理人の合意等（以下「信託関係人の合意等」という。）のみによる公益信託の目的以外の信託行為の定めの変更はできないものとするかどうか。
- (2) 現行公益信託法第5条及び第6条を廃止又は改正し、新たな公益信託の目的以外の信託行為の定めの変更は、以下のア及びイのいずれかの方法によりできるものとするかどうか。
 - ア 信託関係人の合意等がある場合には、受託者からの申請を受けた行政庁が、変更の〔認可／認定〕を行う。その際、委託者については信託行為において申立権を有しない旨を定めることができるものとする。
 - イ 信託関係人の合意等がない場合には、信託法第150条を適用し、特別の事情があるときに、委託者、受託者又は信託管理人の申立てを受けた裁判所が変更命令を行う。
- (3) 上記(2)アの例外として、公益信託の目的以外の信託行為の定めの変更をするときは、受託者は、その旨を行政庁に届け出るとともに、当該変更について委託

者及び信託管理人の同意を得ていない場合には、遅滞なく、委託者及び信託管理人に対し、変更後の信託行為の定めの内容を通知しなければならないものとするかどうか。

2 公益信託の目的の変更

- (1) 信託関係人の合意等のみによる公益信託の目的の変更はできないものとするかどうか。
- (2) 現行公益信託法第6条を廃止又は改正し、新たな公益信託の目的の変更は、委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合に、受託者からの申請を受けた行政庁が、公益信託の目的の変更の〔認可／認定〕を行うことによりできるものとするかどうか。
- (3) 現行公益信託法第9条を改正し、公益信託の目的の達成又は不達成の場合において、残余財産があるが帰属権利者が定まらないときは、行政庁は、受託者の申立てにより、その信託の本旨に従い、類似の目的のために当該信託を継続させることができるものとするかどうか。

第2 公益信託の併合・分割

- 1 信託関係人の合意等のみによる公益信託の併合・分割はできないものとするかどうか。
- 2 現行公益信託法第6条を廃止又は改正し、新たな公益信託の併合・分割は、以下のいずれかの方法によるものとするかどうか。
 - (1) 信託関係人の合意等がある場合には、受託者からの申請を受けた行政庁が、併合・分割の〔認可／認定〕を行う。
 - (2) 信託関係人の合意等がない場合には、特別の事情があるときに、委託者、受託者又は信託管理人の申立てを受けた裁判所が、併合・分割命令を行う。その際、委託者については信託行為において申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

(補足説明)

1 従前の部会資料からの変更点

(1) 公益信託事務の処理の方法にかかる信託行為の定めの変更

部会資料42の第1の1(2)アの提案に対し、第43回会議では、これに賛成する意見が多数であったが、委託者、受託者及び信託管理人の変更合意等について行政庁が認可するという構造の方が良い旨の意見もあった。これらの意見を踏まえ、部会資料42の第1の1(2)アの提案の実質は維持した上で、変更の主体は信託の当事者であり、行政庁の関与は補充的なものであることを明らかにする旨の表現の修正をしている。

また、公益信託の場合、公益信託の目的と公益信託事務がほぼ同一とされてい

る契約書も多く見受けられ、公益信託事務の処理の方法にかかる信託行為の定めの変更であっても、それが公益信託の目的の変更に対応する場合はあり得ることからすると、公益信託事務の処理の方法にかかる信託行為の定めの変更は、変更後の信託行為の定めが公益信託の成立の認可基準を充足することが行政庁の関与により担保されなければ許容されるべきではないと考えられる。

そして、部会資料42の第1のように「公益信託の目的以外の信託行為の定めの変更」と表現する場合には、公益信託事務の変更がこれに含まれるか否か不明確になることから、本文1の(1)アの提案では、その表現を「公益信託事務の処理の方法にかかる信託行為の定めの変更」に修正している。

(2) 公益信託事務の処理の方法以外の信託行為の定めの変更

部会資料42の第1の2の提案に対し、第43回会議では、これに賛成する意見が多かったことから、その実質的内容を維持した上で、同部会資料の第1の2(3)の「行政庁が当該信託を継続させることができる」という表現について行政庁の役割との関係で検討すべきである旨の意見があったことを踏まえ、本文2(2)の提案については「公益信託事務の処理の方法以外の信託行為の定めの変更」の場面であることを明示した上で、本文1(1)と同様の表現の修正をしている。なお、公益信託事務の処理の方法以外の信託行為の定めの変更の具体例としては、公益信託の目的の変更や、公益信託事務の範囲の変更が挙げられる。

(3) 委託者、受託者及び信託管理人の合意等による公益信託の併合・分割

本文3の提案については、部会資料42の第2の2(1)の提案から実質的な変更はない。その上で、部会資料42の第2の2(2)の提案は、本文3の(注)として示しているが、それは後記補足説明2(2)における検討を踏まえたものである。

2 今回検討すべき事項

(1) 裁判所の変更命令に行政庁が関与、補助する仕組みについて

部会資料42の第1の(注5)に対し、第43回会議では、裁判所が変更命令を行った後に行政庁の変更の認可を受けることは屋上屋を重ねるものであるし、裁判所の判断事項と行政庁の判断事項がそれほど実質的に違わないと考えられるので行政庁の意見を聴くまでの必要はないとの意見が出された。また、(注5)に関して変更命令の前に行政庁から変更の認可を受けておく仕組みや変更の合意がある場合と同様に変更命令後に行政庁の意見を聴く仕組みも考えられることや、裁判所の判断する部分と行政庁の判断する部分を更に整理し、その結果複雑な制度となるのであれば変更命令の主体を裁判所とする提案は採るべきでない旨の意見も出された。

これらを踏まえて検討するに、受益者の定めのある信託について定めた信託法第150条に基づく裁判所の変更命令は、委託者、受託者及び信託管理人の合意

等が整わない場合に当該合意等の代替として活用されるものであり、変更後の信託行為の定めの内容が公益信託の成立の認可基準を充足するか否かの判断を予定しているものではない。

その上で、公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更に関当する場合には、変更後の信託行為の定めが公益信託の成立の認可基準を充足していることを行政庁の関与により担保しておくことが相当であると言える。そうすると、公益信託については、部会資料42の第1の(注5)のように、行政庁が関与、補助する仕組みが必要であり、その方法は、信託関係人の合意がある場合と同様に、裁判所による変更命令の後に、受託者が行政庁による変更の認可を受けるものとするのが相当であると考えられる。

他方、行政庁による変更の認可を必要とせず、裁判所が信託の変更を命ずる前に、変更後の信託が公益信託の成立の認可基準を充足するか否かについて、行政庁に意見を聴くものとする考え方があることから、その考え方を本文1(1)ウの(注)に示している。もっとも、公益法人の認定実務においては認定行政庁と一般法人との間で直接的なやりとりがされるようであり、裁判所から提供される書面等の情報のみでは、行政庁が変更後の信託の認可基準充足性について判断が困難である場合も想定されることに鑑みると、裁判所において信託の変更命令を行政庁の意見を踏まえて一元的に行わせることにより、結果的に当事者に対して過度な負担を強いるおそれがあることや、公益信託の変更が遅延する可能性もあることに留意する必要があるものと考えられる。

これらの点について、どのように考えるか。

(2) 裁判所による併合・分割命令について

部会資料42の第2の2(2)の提案に対し、第43回会議では、これに賛成する意見があったが、裁判所が併合・分割命令を行うことについては慎重に検討すべき旨の意見もあった。

そこで検討するに、信託の併合・分割は、いわゆる会社の組織変更に類似するものであるといえ、委託者等の信託の関係人に対し信託目的の変更よりも重大な影響をもたらす可能性があり、裁判所が信託の併合・分割を命令できるということになると、当該信託の関係人の意思に反して組織変更を命令することとなり私的自治への介入の程度が大きいといえる。そして、裁判所の命令による信託の併合・分割については信託法上複数の解釈が存在することからしても、新公益信託法に明文の規定を設けるべきではなく、この点は新公益信託法の解釈に委ねることが相当であると考えられる。そこで、部会資料42の第2(2)の提案は、本文の提案とせず、本文3の(注)に記載するにとどめている。

この点について、どのように考えるか。

第16 公益信託の終了

1 公益信託の存続期間

公益信託の存続期間については、制限を設けないものとする。

2 委託者、受託者及び信託管理人の合意による終了

公益信託の終了は、委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、行政庁による公益信託の〔終了の認可／成立の認可の取消し〕を受けることによってすることができるものとする。

3 公益信託の終了命令

信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、公益信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして相当になるに至ったことが明らかであるときは、裁判所は、委託者、受託者又は信託管理人の申立てにより、信託の終了を命ずることができるものとする。

委託者については信託行為において公益信託の終了命令の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

4 公益信託の成立の認可の取消しによる終了

公益信託の成立の認可を取り消された公益信託は、終了するものとする（注）。

（注）原則として当該信託は終了するが、信託行為に公益信託の成立の認可の取消後は〔公益を目的とする〕受益者の定めのない信託として存続させる旨の定めがあるときは、当該信託は〔公益を目的とする〕受益者の定めのない信託として存続するものとするという考え方がある。

○部会資料37の第1の2「公益信託の存続期間」

公益信託の存続期間については、期間制限を設けないものとする（公益信託法第2条第2項の規律を維持する）ことでどうか。

○部会資料40の第1の1「委託者、受託者又は信託管理人の合意等による終了の可否」

【甲案】公益信託の委託者、受託者又は信託管理人その他の第三者による合意又は単独の意思表示によって公益信託を終了することはできないものとする。

【乙案】原則として、信託関係人の合意等による終了を禁止するが、例外として、公益信託の委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合に、公益信託を終了することについてやむを得ない事由があるときは、行政庁の許可を受けて公益信託を終了することができるものとする。

○部会資料40の第1の2「公益信託の終了命令」

(1) 公益信託における信託法第165条第1項の権限は、

【甲案】 行政庁が有するものとする。

【乙案】 裁判所が有するものとする。

(2) 上記(1)の終了命令の申立権者は、委託者、受託者又は信託管理人とする。ただし、委託者については、信託行為において申立権を有しない旨を定めることができるものとするかどうか。

○部会資料41の第2「公益信託の〔認可／認定〕の取消しによる終了」

公益信託の〔認可／認定〕を取り消された信託について

【甲案】 当該信託は終了するものとする。

【乙案】 原則として、当該信託は終了するものとする。ただし、信託行為に公益信託の〔認可／認定〕の取消後は〔公益を目的とする〕受益者の定めのない信託として存続させる旨の定めがあるときは、当該信託は、〔公益を目的とする〕受益者の定めのない信託として存続するものとする。

(補足説明)

1 従前の部会資料からの変更点

(1) 本文1の提案（公益信託の存続期間）について

部会資料37の第1の2の提案に対し、第37回会議で異論はなかったことから、本文1の提案に変更点はない。

(2) 本文2の提案（委託者及び信託管理人の合意等による信託の終了）について

部会資料40の第1の1の論点について、第40回会議では甲案の支持者はなく、乙案を支持する意見が比較的多数であったが「やむを得ない事由」を要件とすることは不適當である旨の意見や、公益認定の取消処分を受けて一般法人に戻ることや解散をすることができる公益法人との対比から、公益信託の終了について行政庁の認可を要求することには疑問がある旨の指摘がされた。また、公益信託の成立の認可を取り消された信託が終了するか否かが先決問題であるとの指摘がされた。

これらの意見や指摘を踏まえ再度検討するに、信託法第163条第1項に定める信託の目的達成又は不達成等の終了事由は新たな公益信託の終了事由となることを前提とした上で、本文2の提案では、部会資料40の第1の1の乙案を修正し、公益信託の委託者、受託者及び信託管理人の合意による信託の終了はできるが、その場合には受託者が行政庁による公益信託の終了の認可を受けることを必要とする考え方を示している。また、公益法人認定法第29条第1項第4号では公益法人の認定の必要的取消事由として公益法人から公益認定の取消申請があっ

たときが規定されていること等を参考として、受託者が公益信託の成立の認可の取消しを受けることを必要とする考え方もあることから、上記2つの考え方を角括弧内に並列して表現している。

なお、信託法第164条第4項のように委託者が現に存しない場合には、仮に受託者及び信託管理人の合意があるときでも、公益信託の終了をできないようにすべきであるという考え方が一方、委託者が存在しなくても受託者及び信託管理人の合意があるときは公益信託の終了をできるようにすべきであるという考え方もある。また、本文2の提案の場面では、行政庁が、残余財産の分配が信託行為の定めに従い適切に行われるか否かという観点から信託の終了の可否をチェックすることを想定しているが、その結果を担保するための方法を検討する必要があると考えられる。これらの点について、どのように考えるか。

(3) 本文3の提案（公益信託の終了命令）について

部会資料40の第1の2(1)の論点について、第40回会議では甲案(行政庁案)を支持する意見と、乙案(裁判所案)を支持する意見の両論があった。これらの意見を踏まえて再度検討したところ、上記(2)の論点で委託者、受託者及び信託管理人の合意等による公益信託の終了を認めるのであれば、特別の事情による信託の終了を命ずる裁判は、「信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情」の有無を踏まえた上で、終了について意見対立がある信託関係人の利害を考慮して行われることになるから、終了命令の主体は裁判所の方がより適切であるし、終了命令の主体と変更命令の主体は同一とすることが望ましいと考えられる。したがって、本文3の提案は、部会資料40の第1の2(1)の乙案(裁判所案)に相当する案としている。

その上で、部会資料40の第1の2(2)の終了命令の申立権者を委託者、受託者又は信託管理人とする提案に対しては、これに賛成する意見もあったが、デフォルトの申立権者に委託者を入れる必要はないとする意見もあった。

これらを踏まえ再度検討するに、受益者の定めのある信託の終了命令の申立権者について信託法第165条第1項は「委託者、受託者又は受益者」と規定している。また、受益者の定めのない信託の場合には受益者は存在しないが、「信託管理人は、受益者のために自己の名をもって受益者の権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する」と定める同法第125条第1項が存在し、同項は、同法第261条第1項により、「信託管理人は、信託の目的の達成のために自己の名をもって受益者の権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する」と読み替えられる。更に、同法第125条第1項の受益者の権限は、受益者が単独で行使できる権限とされており、信託管理人は特に読み替えを置かなくてもそれらの権限を行使できるとされていることに鑑みると、受益者の定めのない信託の終了命令の申立権者は、「委託者、受託者又は信託管理人」であ

るということになる。そして、公益信託について上記と別の解釈を採る必要もないことからすると、公益信託の終了命令の申立権者は、「委託者、受託者又は信託管理人」になると考えられる。

また、委託者がその意思により公益信託を支配することは許されるべきではないが、その終了時に委託者及びその関係者に信託財産が帰属することが禁止されている前提であれば、終了命令の申立権者に委託者が原則として入っていることが不適切であるとは言い難い。そこで、本文3の提案では、部会資料40の第1の2(2)ただし書の提案を維持している。

(4) 本文4の提案（公益信託の成立の認可の取消しによる終了）について

部会資料41の第2の論点については、第42回会議において、当該公益信託は終了するものとする甲案を支持する意見があったが、原則として当該公益信託は終了するが、例外的に当事者の意思により信託として存続させる乙案を支持する意見もあった。

これらを踏まえて再度検討するに、公益信託の成立の認可の取消しによって一律に信託が終了するものとする部会資料41の第2の甲案は制度の簡明さの点で優れている。また、公益法人が公益認定を取り消された場合に、公益目的の財産が一般法人に戻ることを否定しつつ、その組織は残して一般法人に戻ることを可能とすることに意味が認められるのと異なり、公益信託の成立の認可の取消しによって公益信託の成立の認可を失った受益者の定めのない信託に信託財産を帰属させることに格別の意味を見出すことはできない。さらに、公益信託の成立の認可が取り消されるような場合には、委託者及び受託者の通常の意味は、その時点で信託を終了させることになるものと考えられる。そこで、本文4の提案では、部会資料41の第2の甲案と同一の提案をしている。

第17 公益信託の終了時の残余財産の処理

1 残余財産の帰属権利者の指定

- (1) 公益信託の信託行為には、残余財産の帰属すべき者（以下「帰属権利者」という。）の指定に関する定めを置かなければならないものとする。
- (2) 上記(1)の定めの内容は、

【甲案】信託終了時の全ての残余財産が、国若しくは地方公共団体に帰属し、又は当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託に寄附することを定めたものでなければならぬものとする。

【乙案】信託終了時の全ての残余財産を当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託若しくは類似の目的を有する公益法人等（公益法人認定法第5条第17号イないしトに掲げる法人を含む。）又は国若しくは地方公共団体に帰属させることを定めたものでなければならぬものとする（注）。

（注）公益信託の成立後の寄付等により信託財産に加わった財産の帰属権利者については【乙案】で掲げた者を指定するものでなければならぬとした上で、公益信託の成立時に抛出された信託財産の帰属権利者については委託者等の私人を指定することを許容する考え方がある。

2 最終的な残余財産の帰属

帰属権利者の指定に関する信託行為の定めに掲げられた者の全てがその権利を放棄した場合の残余財産は、

【甲案】清算受託者に帰属するものとする。

【乙案】国庫に帰属するものとする。

○部会資料40の第1の3「残余財産の帰属」

- (1) 公益信託は、その信託行為において、残余財産の帰属すべき者（以下「帰属権利者」という。）の指定に関する定めを置かなければならぬものとするかどうか。
- (2) 上記(1)の定めの内容は、

【甲案】信託終了時の全ての残余財産を当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託若しくは公益法人等又は国若しくは地方公共団体に帰属させることを定めたものでなければならぬものとする。

【乙案】信託終了時の残余財産のうち、①公益信託の認定時における信託財産については私人を帰属権利者として定めることを許容するが、②公益信託の認定後に信託財産に加わった財産については、当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託若しくは公益法人等又は国

若しくは地方公共団体に帰属させることを定めたものでなければなら
ないものとする。

(3) 信託行為における帰属権利者の指定に関する定めに掲げられた者の

全てがその権利を放棄した場合の残余財産は、

【甲案】 清算受託者に帰属するものとする。

【乙案】 国庫に帰属するものとする。

(補足説明)

1 従前の部会資料からの変更点

(1) 本文1(1)の提案（帰属権利者の定め）について

部会資料40の第1の3(1)の提案に対し、第40回会議で異論はなかったこと
から、本文1(1)の提案に変更点はない。

(2) 本文1(2)の提案（残余財産の帰属権利者の指定）について

本文1(2)の甲案は、所得税法施行令第217条の2第1項第1号等の規定や現
在の公益信託の契約書に記載されている条項を参考として今回新たに提案するも
のである。他方、本文1(2)の乙案は、公益法人認定法第5条第17号を参考にし
た部会資料40の第1の3(2)の甲案の表現を修正して提案するものである。本文
1(2)の乙案の（注）は、部会資料40の第1の3(2)の乙案の表現を修正して提案
するものである。

(3) 本文2の提案（最終的な残余財産の帰属）について

本文2の提案は、部会資料40の第1の3(3)の甲案及び乙案と同一である。

2 今回検討すべき事項

(1) 本文1(2)の提案（残余財産の帰属権利者の指定）について

本文1(2)の論点について、第40回会議では、当該公益信託と類似の目的を有
する他の公益信託又は国若しくは地方公共団体に加えて、公益法人等（公益法人
認定法第5条第17号イないしトに掲げる法人を含む。）を残余財産の帰属先とす
ることが相当であるとする甲案を支持する意見があり、その中には寄附したもの
が私的な領域に戻るということはあり得ないし、仮に乙案を採る場合には非常に
複雑な利益相反関係が惹起されるので、現在部会で議論されているようなガバナ
ンスの体制では足りない旨の指摘を伴うものがあつた。一方、信託終了時の残余
財産のうち、公益信託の成立の認可時における信託財産については私人に帰属さ
せるとの定めとすることを許容するが、公益信託の成立の認可後に信託財産に加
わつた財産については私人に帰属させるとの定めとすることを許容しないとする
乙案を支持する意見があつた。

これらを踏まえて再度検討するに、そもそも公益のために拠出された信託財産の帰属先はできる限り国又は地方公共団体に限定すべきであり、所得税法施行令第217条の2第1項第1号等の規定や現在の公益信託の契約書に記載されている条項を参考として、信託行為に、信託終了時の信託財産が国若しくは地方公共団体に帰属し、又は当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託に寄附する旨の定めがあることを必要とするべきであるとも考えられる。そこで、そのような考え方を本文1(2)の甲案とした上で、部会資料40の第1の3(2)の甲案は、その内容を実質的に維持して本文1(2)の乙案として示している。

その上で、部会資料40の第1の3(2)の乙案を採用する場合には、税法の規定からかなり離れたものとなり、公益信託の成立の認可が税制優遇を伴うことはまず期待できなくなる。また、部会資料40の第1の3(2)の乙案を採用する場合には信託設定当初の信託財産と設定後に追加された信託財産を厳格に区別する運用を確保した上で、公益信託の終了時に公益法人と同じような計算処理を行う必要があるし、信託管理人と行政庁を主とする比較的簡易なガバナンスよりも規制が強められる可能性があると言え、そのようなデメリットを承知した上で私人への信託財産の帰属を求める委託者がいたとしても、それによってどこまで実際に設定される公益信託の数が増加するかには疑問が残る。そして、むしろ公益信託について適切な帰属先が定められることにより、その信頼性が確保されることの効果重視すべきであると考えられることから、現時点において、部会資料40の第1の3(2)の乙案は、本文1(2)の乙案の(注)で示すにとどめている。

これらの点について、どのように考えるか。

(2) 本文2の提案（最終的な信託財産の帰属）について

部会資料40の第1の3(3)の論点について、第40回会議では、帰属が定まらない残余財産は清算受託者に帰属するものとする甲案に親和的な意見があり、その中には、信託法一般によれば受託者が最後の帰属先とされているのに、帰属権利者として指定された国が拒絶したときに残余財産が国に行くことを疑問とする指摘もあったが、帰属が定まらない残余財産は国庫に帰属するものとする乙案を支持する意見が多かった。さらに、地方公共団体を最終的な帰属先とすることを示唆する意見もあった。さらに、産業廃棄物の埋まっている土地等を最終的にどのようにするかを決めないと帰属権利者への負担の有無によって残余財産の帰属先を決めることは困難であるとの指摘もあった。

これらを踏まえて再度検討するに、上記意見の分布状況に加え、特定公益信託の要件を定めた所得税法施行令第217条の2第1項第1号等の規定が残余財産の帰属先を国又は地方公共団体等に限定している趣旨に鑑みると、負担を伴う残余財産の帰属についてはなお検討する必要があるが、基本的には本文2の乙案を採用することが相当であるものと考えられる。

なお、地方公共団体を最終的な残余財産の帰属先とすることは一定の状況を前提とするならばあり得る選択肢であるが、信託法及び民法第239条第2項との整合性の観点からすると、現時点においてそれを提案することは相当でないと考えられる。

これらの点について、どのように考えるか。

第18 公益信託と受益者の定めのある信託等の相互変更等

1 公益先行信託

公益先行信託（信託設定当初の一定期間は信託財産の一部を公益目的のために供するが、一定期間経過後は、残りの信託財産を私益目的のために供する信託）について行政庁が成立の認可を行う制度は設けないものとする。

○部会資料40の第2の1「公益先行信託」

公益先行信託（注）について規律は設けないものとするかどうか。

（注）委託者が信託を設定し、一定の期間、信託財産の一部を公益目的のために用いるが、一定期間経過後は、委託者又は委託者の指定した者のために残りの信託財産を用いるものをいう。

（補足説明）

1 従前の部会資料からの変更点

部会資料40の第2の1での提案では、公益先行信託について「規律は設けない」としていたが、その意味をより明確にするために、本文の提案では「行政庁が成立の認可を行う制度は設けない」とする表現に変更した。

2 今回検討すべき事項

部会資料40の第2の1の提案に対し、第41回会議では、公益先行信託は受益者の定めのある信託として現状でも可能であり、公益先行信託として法律上敢えて位置付けるニーズが不明であるし税制上も問題があることを理由に賛成する意見、公益先行信託に関する規律を設けないことの意味について更に検討すべきとの留保付きで賛成する意見があった。また、法律関係の複雑化や税制優遇の観点から公益先行信託を許容すべきでないとの意見もあった。一方、部会資料40の第2の1の提案に反対し、公益先行信託の先行部分については公益信託の実態を有するものであることを前提として規定を設けるべきである旨の意見も複数あり、仮にそれが難しいのであれば事実上可能であることを明確にすべきである旨の指摘や、公益先行

信託の規定を設けなかった場合にかえって行政庁の認可を受けない信託が悪用される可能性を懸念する旨の指摘もあった。

これらを踏まえて再度検討するに、まず、現在の法制度の下でも受益者の定めのある信託の仕組みを使って当初の一定期間は公益のために信託財産を用い、一定期間経過後は、残りの信託財産を私益のために用いることが可能であることを今後の信託の活用方法として示すことには大きな意味があるものと考えられるが、議論の整理のためには、上記の活用方法と異なる意味を有するものとしての公益先行信託の定義を明確にし、その成立を行政庁が認可する制度を設けるか否かを検討することが適切であると考えられる。

そこで、本文において、公益先行信託の定義を、信託設定当初の一定期間は信託財産の一部を公益目的のために供するが、一定期間経過後は、残りの信託財産を私益目的のために供するものであると明示している。この場合、当該公益先行信託は、行政庁からその成立の認可を受けたとしても、全部の期間が公益信託ではないので、公益信託の名称は使用できないことになる。

上記の定義を前提とする公益先行信託の具体例としては、例えば、10億円を信託財産とする信託を設定し、信託設定から10年間は7億円を特定の病気の治療研究に対する助成金として支出するが、信託設定から10年経過後は、残りの3億円を委託者の子である受益者に対する生活費等として支出する信託が挙げられる。

その上で、公益先行信託の成立を行政庁が認可する制度を設けるか否かを検討すると、たしかに、民間による公益活動を促進するための方法の多様化という観点からは、公益先行信託に関する新たな制度を設けることも検討に値する。

しかし、公益先行信託という形で目的の変更後も変更前と同一性を保ったまま信託が継続することを可能とするためには、公益先行信託の成立の認可に関する規定や、目的の変更後の当該信託に対するコントロールのために信託財産の処理を行政庁が監督する規定、公益先行信託の成立の認可を受けることにより社会的な信用や税の優遇措置を得て私財の蓄積がされるなどの濫用的な使われ方を防ぐための規定を、公益法人認定法第30条等を参考にして、信託法の中に新たに設ける又は「公益先行信託法」のような新法の中に設ける等の対応が必要となると考えられる。

そして、上記のとおり、行政庁が公益先行信託の成立の認可を行い、その監督を行うためには相当の社会的コストが必要となるが、「公益先行信託」の名称のもとに委託者以外の第三者からの寄附が集まるとは想定し難いし、当面そのコストに見合った利用がされるかには疑問を呈せざるを得ない。さらに、税法の観点から見ても、公益先行信託の成立の認可を受けた信託に対しては、行政庁から公益信託の成立の認可を受けた信託と同等の税制優遇を受けることは期待できないものと考えられる。

そうすると、現時点においては、敢えて行政庁が公益先行信託の成立の認可や監督を行う制度を創設するのではなく、むしろ、民間において、既存の受益者の定め

のある信託を利用することにより、当初の一定期間は公益のために信託財産を用い、一定期間経過後は私益のために信託財産を用いることが可能であることを一般に周知することの方がより適切かつ現実的な方策であると考えられる。

この点について、どのように考えるか。

2 公益信託から受益者の定めのある信託への変更

公益信託について、信託の変更によって受益者の定めを設け、受益者の定めのある信託とすることはできないものとする。

○部会資料40の第2の2「公益信託から受益者の定めのある信託への転換」
信託法第258条第2項の規律を維持する（公益信託を含む受益者の定めのない信託においては、信託の変更によって受益者の定めを設けることはできない）ものとするかどうか。

（補足説明）

1 従前の部会資料からの変更点

部会資料40の第2の2の提案に対し、第41回会議では、これに賛成する意見が大多数であり、その中には英米の公益信託において公益信託を途中から受益者の定めのある信託に変更するような大転換の例はないことを指摘するものがあった。

これらを踏まえ、本文の提案では、部会資料40の第2の2の提案を実質的に維持し、「転換」を「変更」と修正する等の表現の変更のみを行っている。

3 残余公益信託

残余公益信託（信託設定当初の一定期間は信託財産の一部を私益目的のために供するが、一定期間経過後は、残りの信託財産を公益目的のために供する信託）について行政庁が成立の認可を行う制度は設けないものとする。

○部会資料40の第2の3「残余公益信託」
残余公益信託について規律は設けないものとするかどうか。

（補足説明）

1 従前の部会資料からの変更点

部会資料40の第2の3の提案からの実質的な変更はない。

2 今回検討すべき事項

部会資料40の第2の3の提案に対し、第41回会議では、これに賛成する意見が多数であったが、公益信託をPRする観点からは残余公益信託の成立の認可を行う規定を設けるべきであるとの意見もあった。また、残余公益信託の実質が現行法上も可能であるということの意味を明確にすべきであるとの指摘や、一定期間経過後に受託者に公益信託の設定を義務付けるとしてもそのエンフォースの方法を検討すべきであるとの指摘があった。さらに、残余公益信託の当初受益者は、当該信託が公益目的に用いられることについて利益相反的な立場にあるため、委託者死亡後に受託者が公益目的のために信託財産を用いない事態が発生した場合に、受託者の解任や損失填補請求をする者として当初受益者は期待できないとの指摘もあった。

まず、残余公益信託については、公益先行信託と同様に、その定義を明確にして議論する必要があると考えられることから、本文にその定義を記載している。本文の定義を前提とする残余公益信託の具体例としては、例えば、1億円を信託財産とする信託を設定し、信託設定から委託者兼受益者の死亡までの間は毎月一定の金額を委託者兼受益者の生活費等として支出するが、委託者兼受益者の死亡後は、残りの金額を特定の病気の治療研究に対する助成金として支出する信託が挙げられる。

しかし、上記の例で言えば、信託設定から委託者兼受益者の死亡までに支出される金額の総額が不確定であることから、後続の公益目的の信託開始時に存在する残りの信託財産の金額も不確定となり、残余公益信託の成立時点において行政庁がその認可基準を満たしているかの判断をすることは困難であるし、残りの信託財産が私益に用いられる期間中の監督の仕組みも複雑になることが想定される。そして、残余公益信託の成立の認可を受けることによって公益信託と同様の税制優遇を受けることも期待できない。また、委託者等を残余財産受益者又は帰属権利者とする受益者の定めのある信託を設定するが、その際、特定の時点において受託者が当該受益者も定めのある信託を終了させ、その後に公益信託を行政庁から成立の認可を受けて設定することを委託者等に義務付け、その義務を履行した場合に委託者等が残余財産を取得できるようにする等の方法によって、残余公益信託の実質を既存の仕組みを用いて実現することも可能である。そうすると、現時点においては、このような仕組みを使って、当初の期間は私益のために信託財産を用い、その後は公益のために信託財産を用いることが可能であることを一般に周知することの方がより適切かつ現実的な方策であると考えられる。

これらの点について、どのように考えるか。

4 受益者の定めのある信託から公益信託への変更

【甲案】受益者の定めのある信託について、信託の変更によって受益者の定めを廃止して公益信託とすることはできないものとする。

【乙案】受益者の定めのある信託について、信託の変更によって受益者の定めを廃止して公益信託とすることができるものとする。

○部会資料40の第2の4「受益者の定めのある信託から公益信託への転換」

【甲案】信託法第258条第3項の規律を維持し、受益者の定めのある信託から公益信託へ転換を許容しないものとする。

【乙案】信託法第258条第3項の規律の例外として、受益者の定めのある信託から公益信託へ転換する場合には、信託の変更によって受益者の定めを廃止することができるものとする。

(補足説明)

1 従前の部会資料からの変更点

部会資料40の第2の4の論点について、第41回会議では、甲案を支持する意見もあったが、乙案を支持する意見が多数であった。乙案を支持する意見の中には受益者の定めのある信託から公益信託に変更する場合には会社法上の組織変更に相当するような仕組みが必要になる可能性がある旨の指摘もあった。本文の提案では、部会資料40の第2の4の甲案及び乙案について「転換」を「変更」とする等の用語の修正を行った上で甲案及び乙案の2案を併記している。

2 今回検討すべき事項

本文の甲案の理由としては、受益者の定めのある一般の信託と、受益者の定めのない信託とでは、信託の目的が異なること（特定の受益者の利益を図るか、それとも、特定の受益者の利益を離れた特定の目的の達成を図るか）はもちろん、信託法第258条ないし第261条の規定するとおり、信託設定の方法、存続期間の限定の有無、関係当事者の権利の内容など、基本的な点において大きく異なっており、信託の変更によってこの両者の間をいわば跨ぐようにすることは相当ではないと考えられる（寺本逐条解説451頁参照）ことが挙げられる。

本文の甲案に対しては、受益者の定めのある信託から信託法第258条第1項に規定する受益者の定めのない信託への変更を禁止するとしても、受益者の定めのある信託から公益信託への変更は政策的な観点から別途認める余地があるという指摘があり得る。

一方、本文の乙案については、次のような理由を付加することが考えられる。すなわち、例えば、委託者の一人の子が難病を有しており、その治療のために、その

子を受益者とする信託を設定していた場合において、その子が健康を回復したときに、不特定多数の患者の治療のための公益信託に変更するようなケースが考えられ、そのような場合に受益者の定めのある信託を終了させずに公益信託に移行する仕組みがあっても良いといえる。また、前記第18の2のように公益信託から受益者の定めのある信託への変更を行うことについては税制優遇の観点から問題があるが、受益者の定めのある信託から公益信託への変更にはそのような問題はないと言える。

本文の乙案に対しては、先行する受益者の定めのある信託の受益者の定めを廃止することにより、当該信託の受益権が消滅することになるから、受益者全員の同意が必要であるほか、受益者の債権者を保護するための規定等を設けることを含め会社の組織変更のように複雑な制度になる可能性があるという指摘があり得る。

第19 その他

1 信託法第3条第3号に規定する方法による公益信託

【甲案】信託法第3条第3号に規定する方法により公益信託をすることはできないものとする。

【乙案】信託法第3条第3号に規定する方法により公益信託をすることはできるものとする。

○部会資料37の第5の1「自己信託の方法（信託法第3条第3号）による公益信託の設定の可否」

【甲案】自己信託の方法により公益信託をすることを可能とする。

【乙案】自己信託の方法により公益信託をすることを可能としない。

(補足説明)

1 従前の部会資料からの変更点

部会資料37の第5の1の甲案及び乙案から実質的な変更点はない。

2 今回検討すべき事項

部会資料37の第5の1の論点について、第37回会議では、自己信託の方法により公益信託をすることを認めるべきであるとする甲案を支持する意見が複数出され、台湾において公益法人が自己信託の方法により公益信託を設定することが許容されていることを指摘するものがあった。他方、自己信託の方法により公益信託をすることを認めるべきではないとする乙案を支持する意見も複数出され、その中には、委託者が公益信託を支配しないという基本的な考え方に自己信託は合わず、税

制優遇も伴わない可能性があるとの指摘もあった。

本文の甲案の理由としては、自己信託は委託者と受託者が同一であることから、公益信託の信託財産について委託者からの分離が確保されていないとして税制優遇は受けられないことが懸念されることを付加することが考えられる。

この点について、どのように考えるか。

2 新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い

新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託について、

【甲案】新公益信託法の施行日から一定の期間内に新公益信託法に基づく公益信託への移行の認可を行政庁から受けることを必要とし、移行の認可を受けなかった信託は上記の期間経過後に終了するものとする。

【乙案】新公益信託法の施行日後に新公益信託法に基づく公益信託の移行の認可を行政庁から受けることを必要とせず、移行の認可を行政庁から受けなかった信託も存続するものとする。

○部会資料37の第5の3「新法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い」

新法施行時に存在する既存の公益信託について

【甲案】新法の施行日から一定の期間内に新法の公益信託として認定を受けることを必要とし、その認定を受けなかった信託は上記の期間経過後に終了するものとする。

【乙案】新法の施行日後に新法の公益信託として認定を受けることを必要とせず、その認定を受けなかった信託も存続するものとする。

(補足説明)

1 従前の部会資料からの変更点

部会資料37の第5の3の甲案及び乙案に対し、第38回会議においては、長期にわたって既存の公益信託と新法の公益信託が併存するのは、社会的に混乱を招く要因になり、将来公益信託に関わる者に負担をかけること、主務官庁による許可制を廃止するにもかかわらず主務官庁の許可を受けた既存の公益信託が残存するのは新公益信託法の趣旨に沿うか疑問であること等の理由から、甲案を支持する旨の意見が複数出された。

一方、現在問題なく運営されている既存の公益信託に、新公益信託法に基づく公益信託の成立の認可を受ける義務を課すことで受託者の事務負荷の増加による信託財産の減少や信託の終了等の事態を招くのであれば実益がない等の理由から、乙案を支持する意見も複数出された。

そこで、本文2の提案では、部会資料37の第5の3の甲案及び乙案について「認

定」を「移行の認可」にするなどの表現の変更をした上で、実質的に上記甲案及び乙案と同一の提案をしている。

2 今回検討すべき事項

現在運営されている既存の公益信託の受託者が、新公益信託法に基づく移行の認可を受けることに伴う事務負担や当該事務負担に起因する信託財産の減少を看過すべきでないことは当然であるし、特に既存の公益信託の受託者は数社の信託兼営金融機関に集中していることや、移行の認可を受けるために信託の変更が必要であるが委託者が既に死亡していたようなケースの取扱いも念頭において、新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託の取扱いについては再度検討する必要がある。

もともと、公益法人制度改革の際には問題のあるものも含めて約2万4000の公益法人が存在し、5年の移行期間の間に慎重な審査が行われたことと比較すると、平成29年3月末時点で472件が存在するにとどまる公益信託について行政庁による移行の認可を受けることが非現実的であるとまでは言い難い。また、現在の公益信託の受託状況を踏まえると、新制度の下でもかなりの期間継続する公益信託が存在するようであり、旧制度と新制度が長期間併存することによる社会的コストの観点も考慮すべきである。

そうすると、なお既存の公益信託に与える影響について慎重に検討した上で、本文2の甲案を採用する、あるいは、特定公益信託の要件を満たしている既存の公益信託について施行日後に新たに成立する公益信託よりも簡易な手続で新たな公益信託の移行の認可を受けることを可能とするような案を検討することも考えられる。これらの点について、どのように考えるか。

3 罰則

現行公益信託法第12条の規律を改め、罰則について所要の措置を講ずるものとする。

(補足説明)

- 1 現行公益信託法第12条は、「公益信託ノ受託者、信託財産管理者、民事保全法(平成元年法律第91号)第56条ニ規定スル仮処分命令ニ依リ選任セラレタル受託者ノ職務ヲ代行スル者、信託財産法人管理人、信託管理人又ハ検査役ハ次ニ掲グル場合ニ於テハ百万円以下ノ過料ニ処ス」と規定し、その場合を「第4条第2項ノ規定ニ依ル公告ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ為シタルトキ」(同条第1号)、「第6条及び第7条ノ規定ニ違反シタルトキ」(同条第2号)、「本法ノ規定ニ依ル主務官庁ノ命令又ハ処分ニ違反シタルトキ」(同条第3号)と規定している。

旧信託法においては、受託者等に関する過料の規定は存在しなかった。しかし、

新信託法では、受託者の義務を適切な要件の下で合理化するなど、当事者の私的自治の働く範囲を拡大し、また、受益証券発行信託や限定責任信託等の新たな種類の信託制度を導入していることから、制度の実効性及び信頼性を確保し、受益者をはじめとする信託関係者の利益を保護するためには、信託法上の民事的な措置のほか、一定の作為・不作為については過料を課すことによる手当てをすることが相当であると考えられたことから（寺本逐条解説473頁参照）、同法第270条及び第271条において過料の規定が設けられた。そして、現行公益信託法についても、新信託法と平仄を合わせる観点から、受託者等に関する過料の規定が新設されたものである。

2 現行公益信託法第4条第2項、第6条及び第7条等は廃止又は改正が検討されていることを踏まえると、公益信託に係る過料について定めている同法第12条も改正する必要があるものと考えられる。そして、新たな公益信託において、仮に受託者による公告を不要とするのであれば同条第1号の規定は不要となるが、同条第2号及び第3号の規定については、これと同趣旨の罰則が必要になると考えられる。また、公益法人認定法第62条から第66条までの規定を参考として、偽りその他不正の手段により公益信託の成立の認可を受けた受託者に対する罰則等を新設することが考えられる。さらに、上記1に記載のとおり、現行公益信託法第12条は、平成18年の新信託法制定の際に新設された規定であり、公益法人認定法の罰則規定も、平成18年に新設されたものであって、その後10年が経過した現時点において物価や貨幣価値の変動は大きなものではないことからすると、罰金及び過料の金額は、現状の金額を維持することが相当であると考えられる。

これらの点について、どのように考えるか。

4 その他

その他所要の規定を整備するものとする。

以上

別表1【公益信託の信託管理人の権限】

	受益者の定めのある信託における信託管理人の権限		公益信託の信託管理人の権限とすべきか	信託行為に権限を有しない旨の定めを置くことを許容するか
	権利の内容	信託法上の根拠規定		
受託者の監督に係る権利	裁判所に対する申立権（検査役の選任申立権、受託者の解任申立権等）	第92条第1号	○	×
	遺言信託における受託者の信託の引受けの催告権	第92条第2号	○	×
	信託財産への強制執行等に対する異議申立権等	第92条第3号、第4号	○	×
	受託者等の権限違反行為の取消権	第92条第5号	○	×
	受託者の利益相反行為に関する取消権	第92条第6号	○	×
	信託事務の処理の状況についての報告請求権	第92条第7号	○	×
	帳簿、信託事務の処理に関する書類又は信託財産の状況に関する書類の閲覧等請求権	第92条第8号	○	×
	受託者の任務違反行為等に対する損失てん補等請求権	第92条第9号、第10号	○	×
	受託者の信託違反行為の差止請求権等	第92条第11号、第12号	○	×
	前受託者等の任務違反行為の差止請求権等	第92条第13号ないし第15号	○	×
	新受託者への就任の承諾の催告権	第92条第16号	○	×
	受益権を放棄する権利	第92条第17号		
	受益権取得請求権	第92条第18号		
	信託監督人又は受益者代理人への就任承諾の催告権	第92条第19号、第20号		
	受益証券発行信託における受益権原簿記載事項を記載した書面の交付等請求権	第92条第21号		
	受益証券発行信託における受益権原簿の閲覧等請求権	第92条第22号		
	受益証券発行信託における受益権原簿記載事項の記載等請求権	第92条第23号		
	限定責任信託における金銭のてん補等請求権	第92条第24号、第25号	○	×
	会計監査人設置信託における損失てん補請求権	第92条第26号	○	×
	利益相反行為又は競合行為についての重要な事実の通知受領権	第31条第3項、第32条第3項	○	△
	信託財産の状況に関する書類の内容についての報告受領権	第37条第3項	○	△
	他の受益者の氏名等の開示請求権	第39条第1項、第3項		
	受託者が信託財産から費用の前払を受ける場合の通知受領権	第48条第3項	○	△
	受託者の任務終了の事実の通知受領権	第59条第1項、第60条第1項	○	△
	受益権の取得の事実の通知受領権	第88条第2項		
	信託の変更・併合・分割による一定の事項の通知受領権	第149条第2項・第4項、第151条第2項・第3項、第155条第2項・第3項、第159条第2項・第3項	○	△

別表1【公益信託の信託管理人の権限】

	受益者の定めのある信託における信託管理人の権限		公益信託の信託管理人の権限とすべきか	信託行為に権限を有しない旨の定めを置くことを許容するか
	権利の内容	信託法上の根拠規定		
信託に関する意思決定に係る権利	信託財産と固有財産等とに属する共有物の分割に係る協議	第19条第1項第2号及び第3項第2号	○	×
	受託者の利益相反行為又は競合行為についての事前の承認	第31条第2項第2号及び第32条第2項第2号	○	×
	受託者の利益相反行為に対する追認	第31条第5項	○	×
	受託者の競合行為について信託財産のためにされたものとみなす権利の行使	第32条第4項	○	×
	受託者の損失てん補責任等を免除する権利	第42条	○	×
	受託者の辞任の同意	第57条第1項	○	×
	受託者の解任の合意	第58条第1項	○	×
	新受託者の選任の合意	第62条第1項	○	×
	前受託者、前受託者の相続人等又は破産管財人が新受託者への信託事務の引継ぎの際に行う信託事務に関する計算に対する承認	第77条、第78条	○	×
	信託監督人及び受益者代理人に関する辞任の同意、解任の合意、新信託監督人又は新受益者代理人の選任、信託監督人又は受益者代理人による事務の終了に対する同意	第134条第2項及び第141条第2項、第135条第1項及び第142条第1項、第136条第1項第1号及び第143条第1項第1号		
	信託の変更の合意等	第149条第1項、第2項第1号及び第3項	○	×
	信託の併合の合意	第151条第1項及び第2項第1号	○	×
	信託の分割の合意	第155条第1項及び第2項第1号、第159条第1項及び第2項第1号	○	×
	信託の終了の合意	第164条第1項	○	×
清算受託者がその職務の終了の際に行う信託事務に関する最終の計算に対する承認	第184条	○	×	

別表2【公益信託の委託者の権限】

	新たな公益信託において、委託者が信託行為に別段の定めをしなくても原則として有する権限		信託行為による制限を可能とすべきか
	権利の内容	信託法上の根拠規定	
委託者としての権利	信託事務の処理の状況等に関する報告請求権	第36条	△
	受託者の辞任に対する同意権	第57条第1項	△
	信託管理人との合意による受託者の解任権	第58条第1項	△
	裁判所に対する受託者の解任申立権	第58条第4項	○
	信託管理人との合意による新受託者の選任権	第62条第1項	△
	裁判所に対する信託財産管理者の解任申立権	第70条（第58条第4項準用）	△
	裁判所に対する信託財産法人管理人の解任申立権	第74条第6項（第70条準用）	△
	信託管理人の辞任に対する同意権	第128条第2項（第57条第1項準用）	△
	信託管理人との合意による他の信託管理人の解任権	第128条第2項（第58条第1項準用）	△
	裁判所に対する信託管理人の解任申立権	第128条第2項（第58条第4項準用）	○
	信託管理人との合意による新信託管理人の選任権	第129条第1項（第62条第1項準用）	△
	信託の変更の合意又は受託者に対する意思表示	第149条第1項及び第3項第1号	△
	裁判所に対する信託の変更の申立権	第150条第1項	○
	信託の併合の合意	第151条第1項	△
	吸収信託分割の合意	第155条第1項	△
	新規信託分割の合意	第159条第1項	△
	信託管理人との合意による信託終了権	第164条第1項、第261条	△
	裁判所に対する信託の終了の申立権	第165条第1項	○
	裁判所に対する公益確保のための信託終了申立権等	第166条第1項、第169条第1項、第173条第1項	△
信託の終了時の法定帰属権利者	第182条第2項	△	
利害関係人としての権利	遺言信託における信託の引受けの有無の催告権	第5条第1項	△
	遺言信託における裁判所に対する新受託者の選任申立権	第6条第1項	△
	財産目録（貸借対照表等）の閲覧等請求権	第38条第6項	△
	新受託者に対する就任の承諾の有無の催告権	第62条第2項	△
	裁判所に対する新受託者の選任申立権	第62条第4項	△
	裁判所に対する信託財産管理命令の申立権	第63条第1項	△
	裁判所に対する信託財産法人管理命令の申立権	第74条第2項	△
	信託管理人に対する就任の承諾の有無の催告権	第123条第2項	△
	裁判所に対する信託管理人の選任申立権	第123条第4項	△
	新信託管理人に対する就任の承諾の有無の催告権	第129条第1項（第62条第2項準用）	△
	裁判所に対する新信託管理人の選任申立権	第129条第1項（第62条第4項準用）	△
	信託財産の保全処分に関する資料の閲覧等請求権	第172条第1項ないし第3項	△

別表3【新たな公益信託の監督における裁判所と行政庁との権限分配】

	信託の監督に関する権限(受益者又は受益権の存在を前提とするものを除く。)	根拠条文	権限を有する機関	職権行使	行政庁の関与の有無(現時点の整理)
1	遺言信託における受託者の選任	第6条第1項	裁判所	×	裁判所による受託者の選任後、その認可を行う。
2	検査役の選任	第46条第2項	裁判所	×	裁判所による検査役の選任後、その通知を受ける。
3	検査役報酬額の決定	第46条第5項	裁判所	×	関与無し
4	検査役に対する追加報告徴求	第47条第3項	裁判所	×	関与無し
5	受託者に対する周知措置の命令	第47条第6項	裁判所	×	関与無し
6	受託者の辞任の許可	第57条第2項	裁判所	×	関与無し
7	受託者の解任	第58条第4項	裁判所	×	関与無し
8	新受託者の選任	第62条第4項	裁判所	×	裁判所による新受託者の選任後、その認可を行う。
9	信託財産管理命令	第63条第1項	裁判所	×	関与無し
10	信託財産管理命令の変更・取消	第63条第3項	裁判所	×	関与無し
11	信託財産管理者の選任	第64条第1項	裁判所	×	裁判所による信託財産管理者の選任後、その認可を行う。
12	複数の信託財産管理者の職務分掌等の許可	第66条第2項	裁判所	×	関与無し
13	信託財産管理者の権限外行為の許可	第66条第4項	裁判所	×	関与無し
14	信託財産管理者の辞任	第70条, 第57条第2項	裁判所	×	関与無し
15	信託財産管理者の解任	第70条, 第58条第4項	裁判所	×	関与無し
16	信託財産管理者に対する費用・報酬額の決定	第71条第1項	裁判所	×	関与無し
17	信託財産法人管理命令	第74条第2項	裁判所	×	関与無し
18	信託財産法人管理命令の変更・取消	第74条第3項, 第63条第3項	裁判所	×	関与無し
19	信託財産法人管理人の選任	第74条第6項, 第64条第1項	裁判所	×	関与無し
20	複数の信託財産法人管理人の職務分掌等の許可	第74条第6項, 第66条第2項	裁判所	×	関与無し
21	信託財産法人管理人の権限外行為の許可	第74条第6項, 第66条第4項	裁判所	×	関与無し
22	信託財産法人管理人の辞任	第74条第6項, 第70条, 第57条第2項	裁判所	×	関与無し
23	信託財産法人管理人の解任	第74条第6項, 第70条, 第58条第4項	裁判所	×	関与無し
24	信託財産法人管理人に対する費用・報酬額の決定	第74条第6項, 第71条第1項	裁判所	×	関与無し

別表3【新たな公益信託の監督における裁判所と行政庁との権限分配】

	信託の監督に関する権限(受益者又は受益権の存在を前提とするものを除く。)	根拠条文	権限を有する機関	職権行使	行政庁の関与の有無(現時点の整理)
25	信託管理人の選任	第123条第4項	裁判所	×	裁判所による信託管理人の選任後、その認可を行う。
26	信託管理人の報酬の決定	第127条第6項	裁判所	×	関与無し
27	信託管理人の辞任の許可	第128条第2項、第57条第2項	裁判所	×	関与無し
28	信託管理人の解任	第128条第2項、第58条第4項	裁判所	×	関与無し
29	新信託管理人の選任	第129条第1項、第62条第4項	裁判所	×	裁判所による新信託管理人の選任後、その認可を行う。
30	特別の事情による信託の変更の命令	第150条第1項	裁判所	×	裁判所による変更命令後、信託の変更の認可を行う。
31	特別の事情による信託の終了の命令	第165条第1項	裁判所	×	関与無し
32	公益の確保のための信託の終了の命令	第166条第1項	裁判所	×	関与無し
33	公益の確保のための信託の終了の命令の申立てに伴う担保命令	第166条第6項	裁判所	×	関与無し
34	信託財産の保全処分	第169条第1項	裁判所	×	関与無し
35	信託財産の保全処分の変更・取消	第169条第2項	裁判所	×	関与無し
36	信託財産管理命令における信託財産管理人の選任	第170条第1項	裁判所	×	関与無し
37	信託財産管理人の監督	第170条第2項	裁判所	×	関与無し
38	信託財産管理人に対する報告徴求等	第170条第3項	裁判所	×	関与無し
39	複数の信託財産管理人の職務分掌等の許可	第170条第4項、第66条第2項	裁判所	×	関与無し
40	信託財産管理人の権限外行為の許可	第170条第4項、第66条第4項	裁判所	×	関与無し
41	信託財産管理人の辞任	第170条第4項、第70条、第57条第2項	裁判所	×	関与無し
42	信託財産管理人の解任	第170条第4項、第70条、第58条第4項	裁判所	×	関与無し
43	信託財産管理人に対する費用・報酬額の決定	第170条第4項、第71条第1項	裁判所	×	関与無し
44	公益の確保のための信託の終了の命令の場合における新受託者の選任	第173条第1項	裁判所	×	裁判所による新受託者の選任後、その認可を行う。
45	新受託者の費用・報酬額の決定	第173条第4項	裁判所	×	関与無し
46	条件付債権等に関する鑑定人の選任	第180条第1項	裁判所	×	関与無し
47	限定責任信託に係る訴訟における提出命令	第223条	裁判所	×	関与無し
48	清算受託者による弁済の許可	第230条第2項	裁判所	×	関与無し